

平成30年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成30年6月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成30年6月20日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年6月20日 9時31分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成30年6月20日 18時22分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会計管理者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	大 倉 博		6 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 平成30年第2回笠置町議会会議録

平成30年6月12日～平成30年6月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第2号)

平成30年6月20日 午前9時31分開議

- 第1 諸般の報告
  - 第2 議案第31号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
  - 第3 議案第32号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
  - 第5 議案第33号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
  - 第4 一般質問
- 追加日程第1号
- 第1 会期延長の件

開 会 午前9時31分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、18日に起きました大阪府北部を震源といたします地震発生で亡くなられました方々に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された方々におかれましては、一日も早い復興を祈っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本日、平成30年第2回笠置町定例会第2日目において、追加提案といたしまして補正予算1件を含む3件の議案を提出させていただきました。1件は、第1日目に否決となりました笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件で、先日開催されました特別委員会において御指摘をいただきました箇所を修正し、改めて提出させていただきました。

また、4月以降、いこいの館のLED化の工事に関する私の発言につきまして、議員の皆さんを初め住民の方々に行政に対する不信感を与え、行政運営に混乱を招きましたことに対し、心からおわびを申し上げます。その責任を重く受けとめ、現在給料を10%削減しておりますが、7月の給料については20%を削減することとして条例の一部を提出させていただきました。勘違いによる発言といえ、新聞報道により、議会や町民の方々に心配をおかけして混乱を生じさせましたことは、本当に申しわけなく思っております。後ほど提案いたしますが、みずからの戒めとして給料の10%を1カ月カットすることでけじめをつけたいと考えております。

今回のことも含め、事務の管理者として諸規定に基づいた事務処理を徹底してまいります。事務事業をしっかりとチェックし、安易に事案が処理されることのないよう、職員に改めて指示を行います。いこいの館のLED工事につきましては、工事内容や工事実績、クレジットの契約内容など全てにつきまして説明を受け、適切な工事と契約であると判断しております。錯誤とはいえ、このようなことを承知していないような軽率な発言を行い、新聞報道

において御迷惑をおかけしました。実際の工事はきちんと実施されております。契約も適法でありまして、したがって、有限会社わかさぎの債務として何とか町予算において処理していただきたいと考えております。そう遅くない時期におきまして、別途改めて議会にお願いをして、いろいろ御意見などはあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、昨年度実施しました改修工事に伴い、地元笠置町の食資源や特産品等の普及強化、また2階各部屋の利用方法の変更により、利用内容、利用料金等の変更に伴い、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部を改正するものでございます。前回提案させていただきました内容から、利用時間、利用方法を詳細に明記させていただき修正をさせていただきます、改めて提出させていただき、改めまして提出させていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） それでは、議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について御説明申し上げます。

昨日開催させていただきました特別委員会の中で御助言、御指摘いただきました内容を踏まえさせてもらいまして修正させていただいております。

今回の条例の改正内容につきましては、いこいの館を1、温泉施設というものから、人や商品、情報が集まる笠置町の交流拠点として再生し、あわせまして施設自体が経済活動を促進し、収益を生む存在になることを目指したものです。具体的には、笠置いこいの館内で笠置町内の食材、商品等の販売及びそれらの宣伝周知を充実させるため、また温浴利用以外にも豊富な食事メニューを提供するとともに、会議利用、事務仕事などといった学生、またはビジネスユースなどの新たな利用客層を獲得し、管内の利用者数、収益の増加を図るため、1階喫茶コーナー、2階、3階の各部屋を修繕いたしました。

働き方改革が叫ばれる昨今、地域、世代を超えましてあらゆる人が集うスポットとして、笠置いこいの館は働く方々にとって温泉と食事どころがすぐそばにあり、一歩外に出ますと四季折々の美しさを五感で体感できる環境にあります。心地よい環境で働きたいと願う方々が集い、つながっていく場所になることがこれからの笠置いこいの館の新たな役割と考えております。

今後、利用促進を図るため、各部屋の詳細な利用内容、利用料金を定めるため、条例の一部改正をさせていただいております。具体的な修正内容といたしまして、議案第31号の1ページをお願いいたします。

まず、1条に「町民の健康促進、町内外者との交流、地元農水産物や特産品等の普及」と改めております。

また、第5条に次の2項を加えております。まず2、前項の規定にかかわらず共有事務室、個室の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。3、第1項の規定にかかわらずゲートボール場の利用時間は、別表のとおりとする。

2ページ目、3ページ目をお願いいたします。

2ページ目、3ページ目につきましては、浴場、また2階、3階の共有事務室、個室、ゲートボール場、それぞれの使用料、また備考欄といたしまして、各部屋、各使用目的の利用時間など詳細に記載させていただいております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

確認したいことが1つ。1階浴室となっていますけれども、条例では入泉料となっていますけれども、これはどういうことですかね。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

別表におきましては、区分といたしまして各部屋ごとの名前を記載させていただいております。前回でしたら入泉料、また部屋の名前と内容が共通しておりませんでしたので、今回各部屋の区分、使用料ということで別表を整理させていただきました。

ということで、前回までの入泉料というところを区分といたしまして1階の浴室というふうに修正をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

別に何がどうというあれでもないかとは思いますが、例えば温泉、ぎょうさんありますよね。白浜温泉だったり何々温泉、そういうところにおいて浴室使用料としてお金を払うんですか。きれいにしやなあかんとすると、笠置は温泉に入りに来るんじゃないで、温泉に入りにお金を落とすんじゃないで、浴室を使うためにお金を払うみたいなイメージでお金をもらうということになってくるじゃないですか。1階浴室に対しての使用料を子供400円、大人800円、70歳以上650円、これちょっと僕、違和感を感じんねんけれども、何でなんやろうか。ほんまにこういうふうなサービスの仕方笠置の観光というのは、あそこを拠点にして動いていきはるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

坂本議員のおっしゃるとおり、笠置に来られる方々、いこいの館に来られる方々は温泉を楽しみに来られる方々でございます。今回、別表の整理といたしましては、区分を先ほども御説明させていただきましたが、各部屋の使用料、この使用料といいますのは各部屋の入浴料というふうにこちらのほうは考えさせていただきました。そのような内容で整理をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 課長のおっしゃることはよくわかっていると自分でも理解はしているんですけれども、僕が言いたいのは整理し過ぎたんじゃないんですかという話で、こんな細かいことをとやかく言うこともないんですが、世間一般の流れとしてそこは整理しなくてもよかったんじゃないですかと、もうこれでいくんですかという確認ですよね。これがだめだという話ではなくて、温泉を利用する入浴料をもらうほうが僕は妥当だと、浴室を使うからお金をもらうという表現をしていることはちょっとおかしいんじゃないでしょうかと、この条例に対して何らどうのこうの言っているわけじゃなくて、世間一般の人が浴室を使うためにお金を払うというのはちょっとぴんとこないんですよね。その辺はやっぱり整理し過ぎたのかなと思うんで、修正というのは願えるのかなという話です。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前11時11分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいまの議案第31号、いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして、行政より訂正の申し出がありました。訂正について説明を求めます。副町長。

副町長（青柳良明君） 先ほど提案をさせていただきました議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして、議案書の訂正がありましたことを謹んでおわび申し上げ、訂正をさせていただきます。

議案書の訂正につきましては別表に誤りがございましたので、別表のところを訂正させていただきました。改めまして別表の説明をさせていただきます。お手元に配付しております訂正につきましての資料の2ページ目に、訂正をさせていただきました別表をつけさせていただきます。

まず初めに、区分といたしまして入泉料の区分、これはいこいの館にお入りいただく、温泉にお入りいただく入泉料でございます。子供、大人、70歳以上、それぞれこういう料金で御利用いただくということで、改めましてこのように表記をさせていただきました。これまでいこいの館といえばやはり温泉ということがメインでございます。温泉に入っているということをやはり重点的に考えさせていただくということで、こういう表現が適切であるということで御意見をいただき、改めましてこのようにさせていただきます、入泉料ということで皆様方に御理解をしていただくように、こちらのほうも頑張っていきたいと思っております。

そして、その下のところの区分でございますが、その下のところの区分に関しましては、今回、2階、3階の部分で改修をさせていただきました各部屋に関しまして、このように御利用をいただきたいということで料金設定等をさせていただいたところでございます。ふくろう、これは共有事務室でございます。コワーキングというふうに使われる場合もございます。かわせみ、うぐいす、これは個室でございます。そして、つばめ、個室でございます。従来使っておりますかわせみ、うぐいすという名前に加え、新たにふくろう、そしてつばめという鳥の名前をつけさせていただきます、より皆様方にいこいの館というものがこういうものだということを親しんでいただけるように名前をこのようにつけさせていただきました。使用料、そしてその使用する時間帯というのは、このようなことで今のところ設定をさせていただきます。

そして、かわせみ、うぐいす、つばめにつきましては、会食としての利用のほか会議、研修、個室事務等での利用も可能ということで、多くの方々にやはり温泉に入いただき、そして食事をしていただき、そしてプラスアルファ仕事、あるいはさまざまな目的で御利用

いただきたいということでこのような設定にさせていただきました。

続きまして、せきれい、ひよどりという部屋でございます。これは従来せきれいという部屋がございましたけれども、新たにひよどりという部屋の区分を設けさせていただきました、ここに関しましては、当然会食としての御利用をいただくということのほかには会議等での利用も可能というふうにさせていただいております。これまでも多くの方々にせきれいまでは宴会あるいはパーティーも開いていただいております。そういったことを今後も多くの方に御利用いただきたいという思いがございますので、せきれい、ひよどりの設定ということでさせていただきました。

次のページでございます。

ゲートボール場に関してでございます。ゲートボール場は、現在2面ございます。それぞれ1面利用、2面利用ということで料金の設定をさせていただきました。ただ1日利用というふうに表示をしております。午前8時から午後5時まででございますが、じゃ、午後5時から延長するといった場合どのようになるのかということに関しましては、備考のところでございますが、ゲートボール場の備考の4番目のところに1日利用の時間帯を超えて利用する場合、午後5時から午後9時まで利用は可能、なおその場合、半日利用の使用料を適用するというふうにさせていただいております。

その他備考欄でございますけれども、この部分に関しましては入泉料には消費税が含まれるということでございます。そして、2階、3階の共有事務室のところに関しましては、使用料には別途消費税が必要とさせていただいております。さらに、いこいの館の温泉は午前10時からなんです、会議室、個室に関しましては午前9時から利用できるというふうにさせていただきました。いろいろな御利用のニーズがあるかと思っておりますので、そういったニーズには極力対応させていただきたいと考えております。したがって、2番目に書いてあります利用時間は午前9時から午後9時までとし、町長が必要と認めた場合は変更することができるということで、今後の利用形態に応じて利用時間というものを柔軟に対応できるようにここで書かさせていただいた次第でございます。

以上のようなことで、大変皆様方には訂正に関しましてお時間をとりし、御迷惑をおかけいたしました、このように訂正をさせていただくことで条例のほうを御審議いただければなと思っております。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） お諮りします。議案第31号、いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件の訂正について、御異議ありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、こういうぐあいには修正が出たんですけども、これ、異議じゃなしにちょっとお願いということでも言わせてもらいます。

これ、きのうもやり、ずっとやって、きょうの議会が始まって10分もたたないうちに休憩と、今始まったのが御存じのように20分近いんですよ。こういうことがなぜ発生するのか、きのう何やったんか、本当に本議会にはもっとやるべきことがあると思います。

そこで、ちょっとお尋ねするんですが、前回は一応しましたね。この条例について、私はこれから一応質問しました。改正になっていますという回答が出ています。それは出たのは29年9月20日なんですよ。可決されたのは29年12月13日。きょうは6月20日ですよ。しかし、皆さんお手元に持っておられる表には変わっていませんね。この前も言いましたように、できるだけこれを早く発行してもらいたいと思います。

ここで1つ、いつも前にも話していましたように、第4条の1項、新しいほうには抜けていますね。しかし、ここには載っています。指導についてですね。これは何と書いてあるんですか、ここ。企画観光課になっていますね、古いやつはですよ。今回は抜けています。これが新しい組織になったのは、御存じのように平成30年4月1日です。しかし、29年のときにこれが出ているということはある程度人事がわかったと、組織変更がわかったと思うんですよ。それにもましてこれがまだ印刷されていないということは、おいおい事情があるかもしれないんですが、できるだけ早く提出してもらいたいと思います。今となっては残念なことに、こういう議会はスムーズにいくように、よろしく議長お願いします。

議長（杉岡義信君） 異議がある、なし、どちら。

7番（松本俊清君） 今言いましたように、これは私は異議がなし。

議長（杉岡義信君） はい、わかりました。

お諮りします。議案31号、いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件の訂正について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案31号、いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件の訂正については、許可します。

質疑を続けます。質疑ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

1つお伺いしたいんですけども、共有事務室、個室なんですけれども、どういった使わ

れ方になっていくのか、どういうふうな構想を持ってやっていかれるのかお聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

共有事務スペース、名前のとおり学生、また社会人、いろんな方が集う場所、立地条件におきまして近隣にはなかなか、例えば営業さんが飛び込んで仕事、例えば見積書をつくらなきゃいけない、何かインターネットを使って仕事をしなきゃいけない、そういった場所がこの近隣にはございません。また、会社の方以外にも学生さんなどがこういった笠置の自然豊かな中で勉強しに来る。勉強しに来るだけじゃなくて、こういった自然の中でリラックスもできる、食事もできる、温浴もできる、そういった附帯的な設備が整っている中で他種多様な方をこちらに呼び込んで、単なる町なかにあるコワーキングではなくて、仕事だけじゃなくて食事もリラックスもできる、そういった方々を想定しております。主に使われる方はビジネスユースの方を想定しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

ビジネスユースということでしたら、何というんですか、これから先どのタイミングぐらいで利用されるのか。それとも商工観光課が声を上げてモニターツアーをやってみるとか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

待っているだけでは人々は来ていただけません。もちろん今後、利用条件を書きましたパンフレットもつくりませんが、近隣に学研都市という仕事の方々の場所があります。そういったところにやはり営業をかけに行く、またそういう関係機関の方々を通じて笠置のこの場所を知っていただく、そのように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

考えるだけではだめなんですよ。僕が質問したのは、いつぐらいにやるんか。構想を練ってお金を使うて物をつくっているわけじゃないですか。物がつくられて完成しているのに、次の手だてを今考えるというのは遅いんですよ。ビジネスユースを狙いにいくのに、自分らビジネスの根性を持ってへんかったら何すんのやという話なんですよ。指定管理が整ったから指定管理業者はおる。その人らがいろんなことを考えていくのもわかる。そやけど、町は

その間に入って外からのお客さんをつないでいく役目があるはずじゃないですか。そのために商工観光という名前で動くんでしょ、違いますか。だから、この質問が来るということもわかつかなあかん。笠置町というのは同志社大学とも包括を結んでいますわね。卒論を1回ここで書いてもらおうとか、こういうふうになんか考えるような会議を持ってこようとかということができるはずじゃないですか。京都信用金庫ともつながっている。実体験でこういうことをアピールしていくという種をまいたでしょうと、今まで地域創生でいろいろなことをやってきましたやんか。何で次、実践に移らないんですか、何で今から考えるんですか、じゃ、つくっている間には何考えてきたんですかという話になってしまうんですよ。

例えばこれがふくろう、かわせみ、うぐいす、つばめとついていますわね。この名前の意味は何なんかと、どこのニーズを引っ張ってくるから鳥なんやと、笠置では著しくこの鳥たちが見られているんな種類がおると、だから写真家の人も来てとかいろんなことを考えてこの名前なんか。それともインバウンドを求めんのやったら、もっと歴史になぞらえた名前のほうがよかったんじゃないのかとか、いろんなことを思いますよね。そういう思いがどういふふうにこの条例に反映されて、次の一步が踏み出されるんかということがわからないじゃないですか。だから、中断になるんですよ。

僕は委員会でも言いましたけれども、やっぱり意味のある仕事をしないとお客さんは来ないんですよ。笠置町が何を求めているのかということが著しく見えない。わかりますか。ほんまにこの場でこうします、ああしますという答えが聞きたいんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かにこれから動くというのは、いつなんやと、どこにどういふふうになんかアクションをかけるんやと、既に遅い、年度が始まって6月、7月になる時期に何もできていないということになろうかと思えます。そういったことが担当課長の答弁の中にこれからということはありませんでしたが、準備を整えて例えばモニターツアーをやっていくということになれば多少準備がかかるというニュアンスだったと思いますが、現に私どもとしては、既にこういったところの御利用をいただく、そういったターゲットと申しますか、宛先というのはある程度定めさせていただいております。それは、相楽東部未来づくりセンターが先に相楽東部の設置しておりますいわゆるワーキングスペースを積極的にプロモーションされて、その結果を我々も共有させていただいております。そういったところが、実はこういったところがそういったところを使いたいという具体的な団体名やら人の名前もお聞きさせていただいております、そう

いった方々と接触をさせていただくという予定も既に持つておるところでございます。

さらに、先般、京都市内の金融機関の集まりの中でこういった笠置の施設の利用の仕方がありますということをお話しさせていただき、興味を持っていただいた大学の方にお話が聞きたいということで来られる、そしてそういう説明もさせていただくということを順次させていただきます。待たなしであるということは間違いございません。形ができなければ何もできないということじゃなく、現に今こういったものができました、こういうふうを考えておりますということを使うのは、いつも時期でもどんな場所でもできますので、あらゆる時間、場所を通じて、今既にやっておりますという言い方はちょっと大げさかもわかりませんが、笠置でこういうことができますということを私たちのほうは、今現在やっていること、そしてこれからもそれはやらせていただきたい。

信用金庫さんが昨年新人研修をやっていたときに、その使い方に関しましていろいろ御意見もいただきました。ぜひこれができるということも、この間お話しさせていただく中で、計画的に今年度は新人職員だけではなく、いろんな層を笠置へ呼び込んで人材教育に当たりたいというような御意向もお聞かせいただいておりますので、そういったことをこにしながら、そのニーズがほかにないかというところへ展開できるように頑張っていきたいと思っております。お答えになったかわかりませんが、既にそういった動きもさせていただいているということで、引き続きこれからも頑張らせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第31号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第32号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第32号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出総額を14億7,235万2,000円とするものでございます。各区で実施されております草刈りや集会所等の修繕等に対し、まちづくり事業補助金を交付しておりますが、対象事業の拡大等により不足が見込まれるため増額補正をするものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第32号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件につきまして、説明させていただきます。

先ほど町長からの理由にもありましたように、各地区で区のほうで実施されております事業に対しましてまちづくり事業補助金を交付しておりますが、平成30年4月に要綱改正を行いまして補助対象経費を拡大、また全額補助の部分を引き上げたことに伴いまして不足が予想されるため、増額とさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳出、款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、負担金補助及び交付金を180万円増額いたしております。まちづくり事業補助金が総額300万円ということになります。これにつきましては、朝から参考資料としてお配りさせていただいておりますが、改正案のとおり町内の道路、水路の補修、また草刈り等に全額補助部分を引き上げております。また、集会施設につきましては、屋根の補修だけだったものを躯体部分や衛生設備の改修、補修というところまで広げております。

以上によりまして、各区におきましても使いやすい補助事業となっておりますことから、本年度は既に多くの補助申請と事業計画をいただいております。これをあわせまして、不足分の180万円を計上させていただきました。

また、財源につきましては、前年度繰越金といたしまして、同額の180万円を充当することとしております。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第32号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時39分

再 開 午後 1時09分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第5、議案第33号を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。

日程順序を変更し、日程第5を先に審議することに決定しました。

日程第5、議案第33号を議題とします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正について、提案理由を申し上げます。

4月以降、笠置いこいの館のLED化の工事に関する私の発言について、議員の皆様を初め住民の方々には行政に対する不信感を与え、行政運営に混乱を招きましたことに対し、心からおわびを申し上げます。その責任を重く受けとめ、現在給料を10%削減しておりますが、

7月分の給与については20%を削減する改正案となっております。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

先ほど町長からの説明がありましたとおり、特例に関する給与条例につきまして、ただし書きの条文を加えるものとしております。第1条の前段の部分では、30年4月1日から31年3月31日までの特例期間につきまして、町長の給料額は100分の10を減じた額としております。ただし、下線部分でございますが、7月分の給料に限り前段の規定にかかわらず100分の20を減じた額を支給するというものとしております。

施行日は公布の日からになっておりますが、来月7月1日から7月31日、7月分の給料に限り20%の削減とするものでございます。以上、説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

給与のカットの説明、提案理由をされましたけれども、やはり住民の方、もったきちっとどういう点が反省点なのか、そういうこともきちっと述べていただきたいというふうに考えておられるのではないかと思いますので確認をしたいんですけれども、この一連の問題、どういうところに問題があって、どういうところを反省されているのかというのをきちっと町長の口からしっかりと論点を整理されて述べていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このことに関しましては、笠置テレビを通じて皆様に御報告をさせていただきました経緯がございます。この事業に関しまして、問題点は多々あったと考えております。第1には、やはり文書による決裁、そういうものをきちんとしていなかった、口頭による了解、指示、そういうことだけでやってしまった、そういうことで不透明な部分があったということにつきまして、大きな問題点があったと考えております。

また、LEDの工事をするに当たりまして、なぜ必要なのか、やったらこういうことになるか、そういうことにつきましての議会への相談もしなくて、こちら側の一方的な事業になってしまった、そういうことも大いに反省をしております。その後におきましても、工事が

終わりました1年何カ月たっておるわけですが、その間におきましてもこちらのほうから議員の皆様へ提示をしなかった、その辺は本当に落ち度だったとすごく反省をしておる次第でございます。今後は、先ほども申しましたが、事務の管理者としまして規定に基づいた事務処理を徹底して、事務事業をしっかり徹底して、安易に事案が処理されることのないよう職員に改めて注意を喚起してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長のほうから説明があったんですが、この問題について5月18日の新聞等々を見ますと、結局発言されている言葉が契約は自分でないという発言をされていますね。そして、後になってから、1日では説明を受けたと、その経緯はどのようになったのか、一応それを説明してこれを出してもらいたいと思います。100分の20、減給はそれはいいんですけども、いこいの館のときでも言いましたが、町民への不信、そして新聞愛読者、町外の人たちに笠置町のイメージが物すごく低下しています。それで、その責任は非常に大きいと思います。

それで、対する町長はどう責任をとるのかということになってきますと、今提案されていますこの件、私はこの問題、御存じと思いますが、京都府庁を初め近辺に非常に笠置町の信用が落下しました。ただ、これ20%をカットしてというような金銭的な問題じゃないと思いますね。その点、どうお考えなんですか。信用を回復するための手段はどうあるんですか。それはただ1つ、金銭的に20%下げて1カ月、それで事を処理しようという考えですか。ちょっとその点、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回、条例改正案をさせていただきまして給料の2割をカットさせていただき、それでこのことが終わりだとそんなことは全く思っておりません。一つのけじめとしてこういうことをさせていただきまして、本来行政のあるべき姿、そういうものをきちんと構築していく、そういうことが私には求められていると思っております。今回削減させていただきましますのは、一つのけじめとしてこれからしっかりと行政運営に当たっていきたい、そのような思いでございます。

新聞紙上にこのことが報道され、京都府の会合にも出席させていただいたときにも、いろんな方から心配や、どないなっているねんとか、いろんな声をかけていただきました。その

都度本当に笠置町の信頼を失墜させてしまった、そういうことにつきましてすごく反省をいたしましたし、二度とこういうことが起こらないように笠置町の信頼を回復していくために全力で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう一度お聞きします。信用回復のために20%カットと決められたんですか。私は先ほど言いましたように20%、金にかえられるような問題じゃないないと言ったはずですよ。どう回復されるのか、その手段はどうかということですね。私は10%でもなしでもいいんですよ、私としては。しかし、こういう提案をされて2割カットでこの問題を処理されようとしているんですか。もっと前向きな対策等をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の給与の削減によってこのことを処理しようと、そういう思いは持ってはおりません。これを私の一つのけじめとしてこれから信用回復に頑張っていきたい、そういう思いで、今回私個人に対するけじめとして上程をさせていただいたつもりでございます。先ほど来申し上げていましたように、庁舎内におきましても、いろんな決裁の廻し方や会議書の廻し方や徹底した事務処理がまだ十分でないということが多々あると思っております。そういうことをきちんと町民の方からも議員の方からも、しっかりやると、そういうふうな目で見てもらえるような体制づくりに励んでいくことが私の与えられた責務でございます。

また、LEDに関しましては、いこいの館の設備でございます。いこいの館、このLED効果によりまして工事によりまして館内が明るくなったと、そういう声も聞いております。そういうことを生かして、いこいの館が必ず再生するようにさらに頑張っていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今、町長が最後におっしゃった言葉は、LEDと今言うていることと、明るくなったと言うているのと松本さんの質問とは全然違いますよ。LEDが明るくなったというのと、それと反省するところはどういうことが関係あるんですか。何をおっしゃっているのか、本当に反省されているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このLED工事につきましては、いこいの館の施設の中でございました

からそういうことも含めて申し上げたつもりでございます。関連がないと言われたら関連はないわけですが、いこいの館の工事だということでそういう思いを述べさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう一度町長、お聞きしますけれども、この20%カットは書類のミスということなんです。いろいろ提案されて書類ができていないというようなことで、私の責任を感じて20%をカットするということですね。事務的な処理の手違いでと。私は、これやられるのはいいですよ。こういう事務の手違いで町長の給料を20%カットする、こういう前例をつくれるんですか、どうなんですか。私も言いましたよ、さっき。こういう金額じゃないということ。今の調整やなしに、もっと先々を見たような改善策とかないんですか。私はそう思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） LED工事に関しましてのやはり基本的な大きな過ちは、書類の不備でございました。規定に基づいた事務処理がきちんとできていなかった、そういうことがこの問題の根本だったと考えております。

これからおきましては、先ほど来申し上げていますが、事務事業をしっかりチェックして安易に事案が処理されないようなそういう体制づくりに取り組んでいきたい、そのように思っております。20%削減することによりましてこのことを終わらそうと、そういう気持ちは全くございませんで、何回も申し上げますけれども、私のけじめをつけたい、そういう思いでさせていただいております。これが前例になるということには私はつながらないと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど反省点としては口頭でやっていたと、決裁文書がなかったことやLEDの必要性を議会に相談しなかった点、それから工事が何カ月たっても報告をしなかったことなどを挙げられましたけれども、例えば通常、町長の業務上は決裁文書というものはするというのは当たり前やと思うんですね。決裁文書をしなかったというのは、事件じゃなくて意識的にされなかったということになると思うんですね、判断として。なぜそんな判断をしてしまったのか、そういう説明経過もありませんし、またLEDの議会の相談の問題についても、何がど

ういうふうの問題であり、なぜしなかったのかということの経過も説明がないと、反省点としては意識されていると思うんですが、そういう点がやはり説明不足であり欠けているのではないか。そうでなければ、実際にどういう解決を手段としてとられるのかということにもかかわってきますが、先ほど来から出ているのも規定に基づいた事務処理をしたいということばかりですね。しかし、それは既に当たり前のことなんで、それは現にできなかつたと、やっぱり原因分析、経過の問題、もっときちっと説明をされなければ不信が募るだけではないかというふうに思うんですね。だから、もう少しきちっと、なぜそういうことが起きてきたのか、何か単純な勘違いなのか、もう少しきちっと説明していただきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館におきましてのそういう事業におきまして20年ほどたつわけでございますけれども、いこいの館の中で事業をするに当たりまして、現実、決裁とかが上がらずにずっと事業が行われていた、そういう現実がございました。そういう中で、私も就任早々そういうことがチェックできなかった、そういう点で私の本当に不徳のいたすところだと考えております。この中にもう一つ、やはり私の大きな錯誤がございまして、そういうふうな事業を進めるに当たりまして、口頭によりましてその都度連絡を受け、私が了解、指示をしていたのにもかかわらず、私の大きな錯誤でそういうことは聞いていなかった、そういうことも大きな混乱を招いた原因だと考えております。そういう点にあわせておわびを申し上げたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今この場での話だけでですけれども、本来ならば、経過報告書をいただきましたけれども、やはりどういう改善をされるのか文書化してきちっとこういう対応をしますと、そしてまた、こういう対応で改善されましたというところまできちっとやらなければ、これまでもいろいろ問題があった中で反省するという言葉を多々述べられていますけれども、実際本当にそうされるのかどうかというのがわからないと思うんですね。だから、そこまで踏み込んだきちっとした対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、例えばLEDの必要性の議会への説明という問題ですが、本来いこいの館というのは形式上ではあくまで営業の利益の中から設備をやっていくと、しかし社会政策的な問題とか観光の核としてやるということで町の大事な事業でもあるので、お金がどうしても必要

になったら町から出していただくこともあるという前提で、だからこそ議会に事前に説明する必要性というのが生じてくるわけですね。そういうなぜ必要なのかという意味の説明も含めて、もうちょっときちっと意識をされて、やはり行政運営に不信を招いたというのはそういうところだと思うんですね。きちっとそこまで説明をされて、だからこういう改善をして、そして実際こういう効果が上がったというふうにししないと信頼回復にやっぱりならないと思うんですね。その点、本当にきちっとしていただきたい。再度答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） こういうことを踏まえまして、今わかさぎにおける事業につきましても決裁をきちんと回すような体制をとっております。また、社印につきましてもきちんと金庫にしまいまして、それが必要なときは私が出向いてそこに押すと、そのような体制をきちんとつくらせていただきました。

先ほど来何回も申し上げますけれども、やはり議会の皆様に特別委員会にきちんと報告してこの事業を進めるべきだったとっておりますが、その辺が本当に落ち度だったと言わざるを得ないわけでございます。今後こういうことのないよう、細心の注意を払ってやっていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番です。

文書による報告もぜひ求めたいと思います。このままこの場だけの話だけではなくて、そこまでやっぱり踏み込んでいただきたいと思うんですけれども、その点についても明確に答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私もここで答弁をさせていただいておりますけれども、十分意を尽くせない部分がございます。きちんとしたそういう文書にして議員の皆様へ報告をさせていただきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

そもそもLED工事、金利がついているわけですね。公共事業で金利がつくということは考えられるのかどうか、これが適切なのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのときに支払うそういうお金がありませんで、支払いする方法につきまして、こういう立てかえ払いのような形態しか払っていけない、そのような判断をいたした次第でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

この後すぐにポンプの工事を実施しているのではなかったでしょうか。そのときの予算額は480万ぐらいだったと思うんですが、そのお金は議会に要求できてLED工事はできなかったと、その理由は何かあるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） LED工事につきましては、業者の方からLEDにかえますとこれぐらいの金額が安くなると、そういう提示をいただきました。それで払っていけると、そういうふうなことを判断いたしましてこういう形をとらせていただきました。ポンプにつきましては、補正をお願いして工事をさせていただきたいきさつでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

少し答えにはなっていないように思うんですが、僕が1つ疑問に思っていることは、お客さんが暗いというニーズがあったんでそれに応えたというのは、耳ざわりはいいのかもしれないけれども、いこいの館というのはこの間リニューアルしましたけれども、設備的に不備は多くあるというのは委員会でもずっと聞いている話です。その中でなぜLEDを選んだのか、それをなぜ経営者が一番先にLEDを交換しなければならなかったのか。例えば皿洗い機にしてもそうですし、レジスターにしてもそうですし、いろんな提案、こういうふう改善してくれという要望は業者からも多くあったと思われます。そこに300何がし、トータル的に500万何がしになる設備投資がなぜそのときの優先順位だったのかというのが僕はちょっと知りたいですね。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ちょうどそのころ、いこいの館も建設されて20年ほどたったわけでございます。そういう意味におきまして、球の取りかえが頻繁に起こってきている、そういう状況でございました。また、先ほども申し上げましたが、お客さんからくらいということも指摘もいただきました。また、電気の契約使用料もオーバーしてアラームがたびたび鳴ると、そういう状況でございました。また、その工事によって電気代も安くなっていく、そういう

判断で優先的にこの工事をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕たちが議員になってからでも、いろんな提案はしたりとか、業者からはこれがあかん、先ほど坂本議員が言ったみたいに上がっているんですが、LEDに関しては1回も上がってきていないと僕の記憶ではなっているんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西議員が指摘されておりましたように、LED工事につきましては議会に一切相談も報告もしていなかったというのが現実でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

1回も上げずに、相談をこっちも受けていないですけども、特別委員会のほうにも上げることなく優先順位が一番上やったということになるんですよ。僕なりに今回のことを無理やり道づけてしまうと照明器具が消耗品やと、設備ではなく消耗品やというんやったら、わかさぎなりいこいでやるというのはわかるんですよ。例えば電球1つかえるので、一々議会に補正予算を組んでくれというのはないんでね。だけど、今回こういうことになったのは、一旦消耗品やと言っていた設備にという考えで補正を見てほしいというのがあったと思うんですね。いろんなところで矛盾が生じてきて、だから皆さん納得できていないんですよ。みんな思っているのは、納得できるような理由が欲しいんですよ。

質問する方も難しいんですけども、まずどこが矛盾しているかというのを理解されているか、ちょっと待ってくださいね。さっき言ったみたいに消耗品やと決裁文書は要らんと思うんです。設備というてくるんやったら、決裁文書を上げて順番に判こをもらって議会の承認を得るとというのが筋やと思うんですけども、それがなされていないんでどう考えても矛盾が生じてくるんですよ。そこは町長はどういうふうに思っているか、どういうふうな整合性があるか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員指摘されましたとおり、消耗品、そういう類いのものでしたら別に決裁も上げずに、わかさぎ独自でできる事業だと思います。LEDにつきましては、やっぱり設備工事ということに位置づけられると思いますから、決裁を上げて処理しておく、そういうものだ、そういうべきだと思っております。この工事につきましては口頭で内容は

了解をしたわけですが、何回も言っておりますが、決裁として処理をしなかったということにつきましてこのような大きな問題を起こしてしまった、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど町長、アラームが鳴るとおっしゃいましたけれども、LED電気を全体をやるときに、いこいの館のトータルの電灯とかそのようなことをどう思われて、LEDだけ、場所が廊下とかそこら辺だけやったと思うんですけれども、たまたまきのういこいの特別委員会があって、遅い昼食会を議員みんなで2階で行ったわけですよ。そうすると、電灯がチカチカしとるんですよ。電灯も抜けている分が、わざと抜けているのか、切れたから抜かしてあんのか、その分がよく上を見ていたらそんなのがあるんですよ。きのうはほんまにサービス業でやってね。だから、LEDだけじゃなしにトータルの電気ってどうなっているのかと思って。きのうたまたまそういう形で行った場合に、2階のところが大広間というか、点滅がチカチカしていましたわ。それで、そうやって横を見ていたら、電球も何本か抜けたり消えたやつもありました。そういうところのトータルの物的な物の見方、しなきゃだめですよ。そこだけやってというんじゃなしに、そこがきれいになったか、ほかが汚くなったら何もならないですよ。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今御指摘をいただきました広間におきます電灯がチカチカしているとか、そういうことも起こっているということは私も知りおいている次第でございます。今の段階では、指定管理者のフェイスさんがそういうことに対応していただくようお願いしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、議案を検討しているんですけれども、改正のことで100分の20を改正するかというような議案なんです。今の話は、ちょっと筋道からそれているんじゃないですか。こういう問題は、いこいの館特別委員会で話が出ているはずなんでしょう。なぜここでこういう話が出てくるのか、本筋に議長、戻してください。私は、先ほど言いましたようにこの書類の処理の仕方に町長の100分の20のカットが値するのか、先ほども言いましたように、これはいこいの館の社長でやられるのか。もし町長として町の行政で何かあったときは、またこういう方法をとられるのかということなんでしょう。だから、私は、この提案されたあれ

には反対なんですよ。20%とそんな金額じゃないということ为先ほど言いましたね。信用回復、こんな金額じゃないですよ。

だから、今ちょっと話が聞いていますと横のほうにそれているように思うんですよ。やはり訂正して、町長も議員ももう一度本筋に戻して検討してください。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 大倉君、多分わかっていると思うんやけれども、今ちょっと外れた、途中でとめようかと思ったんやけれども、あなたが言うているのでちょっと流した。そういうことで、次発言するときは注意してください。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第33号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後1時47分

再 開 午後2時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、ただいまから一般質問を行います。

私は3項目について質問いたします。まず、1項目めとしまして、実践型地域雇用創造事業についてお伺いいたします。

この事業は、厚労省が雇用機会の不足している地域が地域特性を生かし、創意工夫をして雇用を生み出す取り組みを支援する事業として採択されたものであります。そういう中で2点について御質問します。

まず1点目は、実施形態は各地域の雇用創造協議会に委託するとなっておりますが、笠置町雇用創造協議会の組織は確立されたのか。そして、先ほど来いこいの件でも問題になっていきますけれども、決裁権限、これには協議会の会長は町長がなられたというふうにお聞きしておりますが、その辺の組織形態についてどのように確立されておるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、2点目、平成30年度の主な事業内容、これと予算は確定しているのかどうか。それと、一応この協議会の計画事業は3カ年ということをお聞きしておりますけれども、それ以後の構想はどのように持っておられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用創造協議会の実務の体制でございますが、会員であります笠置町、笠置町商工会、京都やましろ農協、農業協同組合南山城村支店、一般社団法人観光笠置、笠置町まちづくり株式会社、これらが会員となりまして構成されたものが笠置町雇用創造協議会となっております。事務局といたしましては、笠置町役場商工観光課が事務局を担っておりまして、事務局長並びに事務局の職員として担当をさせていただいております。

活動につきましては、笠置町雇用創造協議会規約、また実践型雇用創造事業に係る会計事務取扱規程に基づきまして事業を推進させていただきます。このたび4名のハローワークさんを通じまして、事業推進員2名、実践推進員2名を雇用させていただき、現在事務のほうに取りかかっております。

こういった流れの中で、先ほど来も出ております決裁、事務の流れでございますが、笠置町役場の中を通りまして、最終、会長でありますうちの町長のほうに全て文書が流れるように事務の流れとなっておりますので、今後きちんとした事務の流れの中でその事業が推進していくように、事務の流れのことににつきましては十分注意をしていきたというふうに考えて、その内容で取り組んでまいります。

その協議会でございますが、4月27日に設立総会を行いまして設立しております。会長1名、幹事2名が専任されておまして、今後3年間事業に取り組んでまいります。

30年度の事業につきましては、既に国のほうに提出しております事業計画に基づきましてこの事業計画を国に提出いたしまして、国のほうから、事業の中身の中で笠置町雇用創造協議会が受託するよにということで、創造協議会から京都府労働局長宛て受託書を返送し、事務に取りかかっております。

この事業は3年間事業でございます。3年後、また再びこの事業に申請することも可能ですが、この事業自体、今現在進んでおります地方創生事業、また一般的な一般施策、そういった事業と絡めながら笠置町の中で実際に仕事につく人、雇用を生んでいく、また新しい仕事、新しい創業につなげていく、このようなビジョンを持ちまして今後3年間取り組んでいく、そういう計画でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

まず、1点目の組織形態ですけれども、ここで募集要項などを見ていると4名採用されますね。この4名で事業推進員というのを2名、それから実践支援員として2名という形になっていますけれども、これ、先ほど行政の会計処理規程とかそういうものを準用してやっていくということを言われていますけれども、これは交付金なり予算的なものは厚労省から直接この協議会へ交付されるということになるんでしょう。行政は通らないということを知っていますけれども、その辺で組織形態ですけれども、協議会の会長は町長が持っている、そしてその事務的な事業推進、そういうものはこの採用した4名の中でやっていただくと、それが文書形態とか決裁上のあれはどうなるのかわからんけれども、協議会の事務局は笠置町の役場内に置くということで、商工観光課長が事務局長という形になるんですか。

それで、事業推進員が作成し、あるいは計画して廻してきた書類、それは全部事務局長を通して協議会の会長に決裁をいただくと、こういう形態でいこうとされているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、事務の流れでございますが、この4名が現在いこいの館の中に事務所を開設し、事務に取り組んでおります。その事業のやり方、中身につきましては、笠置町役場の事務処理の様式などやり方を準用しております。その中で決裁、事業をしていく内容、そういったものは笠置町役場の商工観光課を通りまして、会長であります町長のほうに見ていただくとい

う流れで、全て役場の私たちの目を通して一緒に事業を進めていくということで進めてまいります。

ですので、協議会が単独で動くということではございません。しかしながら、委託金、費用の面でございますが、この事業は厚生労働省の労働局のほうが主管した事業でありますので、そちらの事業費、委託費につきましては、直接新たに開設いたしました雇用創造協議会の、いうたら通帳のほうに入ることになります。この費用が入るまでの間の運営の費用につきましては、先日の臨時議会でお世話になりました費用につきましては、町のほうが雇用創造協議会に一旦補助しまして、国からのお金が来た段階でまたその分を返還といたしますか、させていただく、そういう計画ですので、町が雇用創造協議会に一旦補助をした、そちらのほうは町の補助とした事業でございますので、監査委員さん並びに町の事業としての確認作業といたしますか、そちらのほうをお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そういう形で理解できましたけれども、ということは、協議会の事業計画については事務局長である商工観光課長は通るけれども、それ以外の方は通らない。あと、協会会長の町長まではいきますと、こういうことなんです。そやから、町の行政の業務とは別やということやね、これははっきりと。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

決裁区分といたしましては、事務局であります事務局長並びに事務の担当者ということでうちの課の中になっておりますので、その者が決裁という中で対応はさせていただきますが、雇用創造協議会の事業自体が、やっぱり今後笠置町が取り組む観光事業といったようなものを主にこの事業は組まれていくんですが、雇用創造事業のほかに地方創生の事業、そういったものは関連してきますので、決裁区分はあくまで事務局の中を通っていきますが、事業内容につきましては役場の中で関係者に確認をしていただき、合議を経て進めていきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。町長に確認しておきますけれども、こういう形態でやっていくということで御理解されているんやね。また、いこいの二の舞のようなことの起こらんように十分管理責任をしてもらいたい。

それと、商工観光課の業務がそしたらふえるわけでしょう、これ。今までよりも。その辺の体制のこともどういふふうに考えておられるのか、ちょっとその辺、町長にお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来、決裁のあり方などが問われております。実践型地域創造協議会の事業におきまして、現実既に3回ほど私のもとに決裁が廻ってきております。こういうことをきちんとこれからもチェックしてやっていきたいと考えております。

商工観光課の仕事がまたふえるやないか、そういうことでございますが、前にも述べさせていただきましたが、イベントなどにつきましてはできるだけ民間の力をおかりして商工観光課に大きな負担がかからないような、そのような取り組みを今年度から始めさせていただきましたので、その辺のバランスを考えて十分やっていただける、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） その辺よろしく願いしておきます。

それから、次、2点目の主な事業内容ですけれども、30年度、事業内容の中身を見せていただきますと、セミナーを開くとかそういう予定ばかりになっているんですけれども、1年目、30年度は、そういうことで研修なりセミナーを開いて、人材を育成とかそういうことを心がけるということでもいいと思うんですけれども、次の31年、32年、3カ年ということで一応要求されているみたいなんですけれども、この予算の内訳書を見せていただいても同じことばかりで要求されておるんやけれども、内容的にはどうなんですか。30年度やったらセミナーを年に10回ほど開くという形でなっています。講師派遣とかそういう費用が出ておるんですけれども、何で東京からばかり呼んでやっていくようになってんのか。その辺何か厚労省からのそういうあれがあるのか、その辺と、それから3カ年同じ内容ばかりになっておるけれども、目標は当初言われているように雇用の促進を57名ほど促進できるようにするとか、一応目標は立てておられますけれども、その辺との整合性について説明願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業計画でございますが、3カ年計画の事業書を出しております。その中で大きく雇用の拡大メニュー、また人材の育成メニュー、こういった方々を事業所と求職者をマッチングさ

せる就職促進メニュー、あと特産品などまた新しいものを創出していく雇用創出実践メニュー、こういった大きな事業の中に分かれております。

今回、笠置町といたしましては、今現在進めておりますアウトドアを中心とした新しい事業、それにかかわる雇用の創出、その事業を大きく項目ごとに分けて書いております。具体的な事業名を申しますと観光業における企画立案事業、また民泊やゲストハウスの経営セミナー、そういったお客様を迎え入れまして御案内する人のセミナー、こういったものを主に事業として上げております。講師の方々、この事業自体がセミナーを開きましてセミナーに参加していただき、セミナーに参加していただいた方が雇用につながる、そういった事業の流れでございます。

そういったわけで、それぞれの事業に約5回なり10回なりのセミナーが出ております。東京からのセミナー派遣者の予定が多く見られますが、このあたりは申請時点の中で見込んだ事業内容でございますので、今後実際にもっと事業内容を突き詰めていった中で、近隣、地元など適切な講師の方がおられましたら、その方々に頼んで講師派遣依頼ということを考えております。3年間事業ではほぼ同じ事業となっておりますが、若干やり方などは変えていきながら、最終的には3年後にこの事業を通しまして57名の雇用が生まれまして、その方々が笠置町の、57名と申しますのは笠置町の方もそうですし、笠置町で働きたいと今考えている町外の方も含めまして、この57名の方が笠置町の中で働いていただく、そういうことが最終の目標値と考えて、今後計画して実施していきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡さん。

1番（西岡良祐君） はい、西岡です。

一応わかりました。申請時の計画はこういうふうと同じ項目になっているけれども、実際やっていくのは、ここに事業内容に載っているように変えていくわけやね。そやから、30年度はセミナーとかそういうものが多いけれども、31年度はその次に向かって進めていくと、こういう計画をしてくれているわけやね。はい、わかりました。そういうことでお願いしたいと思います。

それと、あと、南山城村なんかは前年度から多分やっているのかなと思いますけれども、新聞広告なんかでもセミナーの開催について、いろいろ新聞広告も入っていました。私、知っているだけでも3回か4回ほどあったと思うんですけれども、セミナーを開くときの規模、対象、笠置町内だけじゃないんでしょう。外も出す。どの辺までを公募というかそういうPRをされるのか。

それと、こういうセミナーとかは、この事業はそもそもどこから出てきたんかわからんけれども、未来づくりセンターさん、きょうは傍聴にちょうど来てくださいますけれども、未来づくりセンターとかと協調というか連携、その辺はどうなってるんか。というのは、こんなセミナーとか、笠置町は笠置町でやっている、また和東は和東でやっている、村は村でやっているというようなことであるんで、そういうやつは東部3町村連携で一体化してやっていくとか、そういうことにしたほうが対象者もふえるし、和東なんかは民泊なんかも盛んにやっておられるわね。笠置町でも民泊のほうへ入っておられる方もおるし、そういうこともあるんでね。未来づくりセンターとの連携というのはどういう形態になっているのか、ちょっと教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、セミナーの周知方法でございますが、この事業はやはり住民さん、笠置町住民が主ですので、今後、新聞折り込みや、また回覧などによって広く住民様から募集をしていくというふうな計画をしております。

それと、あわせまして、この事業自体がホームページを立ち上げまして活動の内容を広く周知するというところでございますので、ホームページ上で見られた町外の方が、セミナー定員人数にも上下がありますが、定員人数にあきがある場合は町外の方も参加することができます。また、そういうことによって町外から笠置町で働きたいという方が来ていただくということも期待しております。

この事業、現在、笠置町、和東町、南山城村がそれぞれ取り組んでおります。そういった中で3カ町村、例えば同じような事業の内容もあると思います。和東町さん、南山城村さんにつきましては先行的にされておりますので、先ほど西岡議員さんがおっしゃいました未来づくりセンター様とも、また協力をしながら情報を得ながら、順次事業を計画的に進めていきますということを今現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それと、もうあと2点。そやから、会計管理というのは全然行政とは別ということによろしいですね。よろしいですね、会計管理は関係ないですな。

それから、あともう1点。きのういこいさんへ行かせてもらったら、あそこで協議会の職員さんが3名仕事しておられました。あそこは、いこいの館としたら、あの部屋は利用料はもらわんと貸していくということによろしいんですか。町長、その辺どうなっているんです

か。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今現在は減免をしていただいております。将来に向けましては、指定管理者さんに収益になるようなそういうふうな仕組みづくりに持っていきたいと思っております。共益費につきましては、案分といいますか、そういうことでお支払いをさせていただいている。今はそういう現状でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） その辺、今いこいの館の再生計画もやっていますので、その辺もうまくいくように、これ予算要求の中には多分、事務所開設費用とかそういう項目もあったと思うんですけども、その辺はいただけるものはいただいて、いこいのほうを有効に利用して払ってやってもらうということになってくると両方生きてきますんで、その辺町長、よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、次の項目に移ります。

2 項目め、所有者不明土地の特別措置法についてお伺いします。

これは、新聞情報によりますと、公益目的で所有者不明の土地を活用しやすくする特別措置法が6月6日に成立したということで、災害復旧をはじめ、公共事業の迅速化が期待されるということで新聞紙上も載せられております。

私、なぜ質問したかといいますと、実は特措法は公共事業に必要な土地の所有者が見つからなかった場合、都道府県知事の判断で公有化を決定できるようになるというようなことが書かれていまして、その中で笠置町の中でも、今までから台風や大雨のときに土砂崩れが起こったと、その災害復旧工事をしてほしいということで、私の知っている限りでも、今までから四、五回はお願いしている場所もあります。こういうところは、いつも土地の所有者がつかめないからできないということで、司法相談にも1回聞いたこともあるんですけども、何か勝手にやることはやっぱりできないというようなことだったんです。その所有者の見つけ方というか、それは行政のほうでちゃんとやってもらったら大概は見つけることができるやろうというような答弁やったんですけども、そういうところはありますんで、もしできてんやったら物すごく助かるなど、きょうなんかでもほんまのところ心配しているんですよ。そういうことができたんで、せっかく。

そやから、まだこれ、府のほうでもそういう条例なり規則なりもつくられると思うんですけども、まだ笠置町はそこまでは全然いっていないと思うんですけども、こういうこと

ができましたんで、今後笠置町としてどういうふうに動いていくのか。早く処置をしていただいて場所の処理が早いことできるように、安心・安全が得られるようにやってもらいたいと思うんですけれども、その辺についてどういう対応をされているのかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法というのが6月6日に可決されまして、6月13日に公布となっております。実際まだ、13日公布ということでしたので、京都府を通じてでもうちのほうにはまだ何ら通知等はおきていないんですけれども、言わせていただきましたように所有者の不明な土地というのがだんだんふえてきているというのは全国的な傾向でありまして、そこを何とか活用であったり管理であったりというものを合理化するためにできた特措法ということになっております。

公共事業における収用手続の合理化、円滑化を進めるということが1つ、それから利用権、これは都道府県知事が公益性を確認した上で一定の期間公告、所有者不明な土地ですよという公告を行って、都道府県知事が利用権、これは上限10年ということですが、10年の上限を設定して活用ができるというふうになっております。ただこの10年の間に所有者が判明した場合は、10年の利用権終了後、現状に戻して所有者に返還するというふうな取り決めにもなっているということのようです。

それから、所有者の探索を合理化する仕組みというものも今回整備されておりまして、土地の所有者の探索のために必要な情報、これは固定資産の課税台帳を見に行くとか地籍の調査票を見に行くとかということが行政機関でも利用できるという制度ができたということです。これによりまして、所有者不明な土地の管理について、今までの状況ではわからないけれども、探索していけば所有者が見つかるというふうなこともございますし、西岡議員おっしゃってございましたような今後本当に所有者がわからない土地については、何らかの活用ができるような状況になるのではと期待できる特措法であると感じております。

ただ先ほども言いましたように、まだ公布されて日が短いものですので、マニュアル等の作成もまだ府のほうからもおきておりませんし、こちらでもどのような体制でしていくのかということも今後検討が必要かなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 今説明があったようにこれから進めてもらえると思いますので、早いことできるだけ、災害復旧とかはいつ来るかもわかりませんので早いことできるように、こちらからも府のほうへも催促してください。よろしく願いしておきます。

それでは、次の3点目に移ります。

3項目めとしまして、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてお伺いいたします。

これは平成30年3月に、みんなの力で生涯生き生きと安心して助け合って暮らせるまちの実現ということを基本理念のもとに策定されました。こういう策定があるんですけども、この中でちょっと気になることがありますので、いろいろやっておられまして、アンケート調査の結果、お年寄りの介護について、自宅で家族の介護等介護保険サービスを利用しながら暮らしたいという意見が断トツで一番多いような現状です。こういうことで介護利用というのは、要支援とかその辺のやつも市町村におろされてきたということも加わりまして、今社会福祉協議会で行っている訪問介護生活支援事業、これがあるんですけども、その内容を聞いていますと運営が大変厳しくなってきたという状況が出ております。これはなぜやということとは、まずヘルパーさんの人材、これの確保がしんどくなってきた。ヘルパーさん自体が高齢化もされてきておるんで、そういう面が1点と、それから財政上も大変厳しくなっております。29年度については一時赤字状態ということも発生しておりました。

こういう状態であるんですけども、この辺行政としてここで計画ではいろいろいいことを述べられております。介護保険のところでは、介護が必要となった場合に介護保険サービスが適切に提供されるような事業の運営を行っていきますというようなことも書いていますけれども、もし今、社会福祉協議会の介護事業が行き詰まってお上げやということになったとき、行政としてはどういう支援なり方策を考えているのか、その辺ちょっともう考えておいたほうがええ時期に来ているんじゃないかなと私は感じているんです。訪問事業は、今社協としてやめるということになるのは、やめるのは簡単やけれども、困るのは介護サービスを受けておられる方々ですね。これ、なくなったらよその事業所なり何やらを探して、そこへまたお願いせなあかんというような事態にもなりますので、その辺について行政のほうの考え方と今後の計画、その辺をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉協議会の立ち位置でございますが、社会福祉事業として、今訪問介護事業

所をやっているんですが、当然、公共性を持った非営利団体として認可をしていただいている社会福祉法人として設置をしていただいているところでございます。

訪問介護事業所については、細かく言えば第2種の社会福祉事業として運営をしていただいている。笠置町は運営補助はできませんが、訪問介護事業所として地域の特性を配慮して行政でできる範囲を考慮させていただいているというのが実情でございます。その一つといたしましては、当然介護施設でございますのでレセプトの報酬というのがございます。こういう過疎地の事業所につきましては加算点というのがございます。専門用語になるんですが、中山間地域等における小規模事業所加算、それから一般的によく言われます介護職員処遇改善加算、こういうのがございまして、処遇改善加算につきましては笠置町は一番最高位の点数を事業所の要請もございまして、笠置町の判断として、やはりここは運営上利用者も少ない、あるいはヘルパーの人材も少ないというようなところを加味しまして最高の加算をつけさせていただいてというようなところでございます。

行政の考え方ということでございますが、一定行政では認められた法律、政令、条例、規則等にのっとり、できるところは努力させていただいているというふうなところでございます。ヘルパー人材につきましては、3社協、3町村の社協が共同で養成事業をやっておりますので、行政もそこに人材拡充につけて努力をさせていただいているところでございますし、あと利用者の増につきましては、やはり事業所として努力していただく面もございまして、ケアマネの判断というのもそこに配慮というものが出てくると思います。ヘルパーがいないところでケアマネが笠置の訪問介護事業所に利用をお願いするということも、これもまたできない話ですんで、相互に連携しながらやっていくというようなところも大事かと思っております。

将来的には、やはり厳しい時代が議員おっしゃられたように出てくると思います。医療もそうなんですけれども、介護保険事業計画そのものは、笠置町はもともと医療資源、介護資源もそうなんです、医療資源、介護資源ともに乏しい町というのは、これはもう皆さん御承知いただいている状況でございますが、他町村に依存しているところが非常に大きくなってございます。そういう現状を一度に解消せえというふうなところはどの上位計画にもなりません、今の現状が将来も推移するであろうというふうな前提で将来計画を立てているのが基本でございます。

そういう意味で、今回の介護保険事業計画で社会福祉事業の訪問介護事業所が困難になったときという想定はございませんが、仮に行政も介護保険事業所もお互いに努力しながらや

むを得ず縮小するというふうな事態になりましたときは、やはり外部の訪問介護事業所というところの利用というのも、当然想定していかなければならないというふうに考えております。現状としてはそういうことで理解していただければ幸いです。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

今大体お聞かせいただきましたけれども、もう1点ちょっと聞かせてほしいのは、笠置町の包括支援センターと、それから今おっしゃられたケアマネジャーさん、ケアマネジャーさんというたら行政の組織内の人になるんですか。ケアマネジャーさんというのは1人おられたらええわけ、そういうことになっているのか。多分サービスを受けたいという人がおられた場合、包括支援センターがそういうのは一番把握しているんじゃないかなと思うんですけども、その辺が包括支援センターが、これは笠置のサービスを受けなさいとか、そういう形で整理してはるのかなと思うんですけども、ケアマネさんと包括支援センターと、それから事業所と、社協の。その関係を説明願えますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

包括支援センター、住民さんに一言でそういうくくりで言われるところがございますが、包括支援センターの中には、包括支援センターの業務と居宅介護支援事業所の業務、大きく分けてこの2つがございます。包括支援センターは予防の介護給付、それだけじゃないんですけれども、老人相談の窓口とか大きな事業を抱えておりますが、介護予防の給付に関する事業をその担当するケアマネが事業所と協議しながら給付の計画を毎月立てております。

それから、本体の介護給付、予防じゃない介護給付のほうは居宅介護支援事業所という中でケアマネ専属で1人設置させていただいております。そのケアマネと社協がやっておられる訪問介護事業所は、今、予防の訪問介護というのは継続の人を除いて制度上やっておりませんが、主に居宅介護のケアマネと事業所と調整しながら利用者と、それから利用のあり方を協議しながらケアプランというものを立てて介護のサービスを提供しているというふうな状況でございます。

ちょっと長くなって申しわけないんですが、介護予防の人は、じゃ、どうしてんのやというところで言いますと、社会福祉協議会本体で旧要支援の人がサービスを提供できるような制度、介護予防の訪問型サービスA事業というのを社会福祉協議会本体でやっていただいて

おります。これにつきましては、現在利用者は限られているんですが、これも人材不足でなかなか十分に回っているかといえばそうでもないんですが、これもお互いに行政と社会福祉協議会と協力して需要に応えられるような拡充を今もやっておりますが、今後もより一層拡充してまいりたいと考えております。包括支援センターと事業所とケアマネの関係につきましては、こういう関係で成り立っているということでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

大体わかりました。これから介護のサービスを受けたい人はふえていくばかりやと思いますので、もしこれがなくなったら大変やと思います。東部3町村でも和東、村もやはり居宅介護訪問事業については財政的に赤字になっているということも聞いています。村なんかはデイサービスと一緒にやっていますので、デイサービスのほうでは黒なんで何とかとんとんに持っていけているというような状況も聞いているんですけれども、笠置町はデイサービスは今伊左治さんをお願いしてやってもうていますけれども、その辺のことも今後考えていかなあかんの違うかなとも思いますけれども、そういうことは別にして、今後できるだけ包括支援センター、それからケアマネジャーさん、それから社協の介護事業、連携をちゃんととっていただいてうまく進めていけるようお願いしておきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

続いて、2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

議長の許可を得て、通告どおり質問させていただきます。

まず第1、町の循環バスについてお聞きします。

最初に確認なんですけれども、すみません。利用できるのは町民だけでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の循環バスでございますが、笠置町内循環バス管理及び運行等に関する規定に基づきまして現在運行しております。

その中で利用者につきましては、原則として笠置町民とすると規定されておりますので、原則町民のみのバスとして運行させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、わかり切ったことをお聞きして。そうですね、規定第7条、循環バスを利用できる者は原則として笠置町民とする。それでも定期的に町民以外の方が利用しているという、僕は確認はしていないんですけども、うわさを耳にしまして、以前にもある団体の方が循環バスに乗られて移動したというのを聞きました。誰がどういう目的で理由があって許可したのか、そこをお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

原則町民の方のみということですが、特別な理由があるといったときに御利用になられているケースが過去にあったということで、詳しい内容というものは私のほうで確認はできておりませんが、今後は原則どおりの利用に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

利用さすなどとは言っているわけではなくて、例えば僕の前でも言われることがあるんですけども、その子にはお姉さんがいて町外に嫁いでいると、墓参りとかで帰ってきたときに町民ではないのでバスに乗れないという。一々迎えに行くのが不便やというのを聞いたことがあって、旧町民、僕は観光客が問題がなければ乗ってもいいと思うんですけども、そういうふうなことにはできないんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

西議員おっしゃるとおり、JR笠置駅を拠点としましてはなかなか二次交通というところがございません。今後、そういった旧の住民の方も含め例えば観光客の方も、このバスを利用できると町内、また移動範囲も広くなると思います。ただそれに当たりましては、交通運輸局の関係とかバスの運行の関係というものがございしますので、そういったものを整理しながら広くバスというものが使えるという環境整備に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置の場合は、笠置駅というのが西の端っこにあるんですね。自分のことを言わせてもら

うと、僕の家というのは東の端にあるんですね。僕の場合は車の免許を持って移動しているんでどうもないんですけども、これによると、例えば役場の職員でも町外の住所にいる場合は使えないということになりますね。笠置町で仕事して、笠置町に事業所があってそこで仕事している人も乗れない。物すごく不便やと思うんです。さっき言わはったように運輸局の云々というのは、具体的に何ができない理由なんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町が運営しておりますバス、いわゆる白ナンバーというものは、不特定多数は乗車させられない、利用料金は無料という制度になっております。今後、有償になりましたら、また緑ナンバーとかそういった笠置の近隣の市町村さんが委託事業とかで運営している、そういった事業内容になるかと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これ、そしたらどうしてもできないということになるんですね。課長、どうしてもできない。そこからでいいですけども、できない。わかりました。町長が笠置は観光でいくんやと、以前の議会でも言われたんで、笠置駅が町の真ん中にあるわけではないんで、ハイキングで東部のほうから柳生のほうに抜けられる方、また柳生のほうから東部を回って帰られる方がいてはります。僕も以前山登りとかしていたんですけども、山に登った帰り遅なつたからといって、たまたまケーブルカーがあったんでそれでおりに来たんですよ、時間的にも無理やったんでね。ただそういう事例がないわけでも多分ないと思うんですね。笠置町、観光でやっていこうと思ったら。そこはやっぱり観光客にある程度優しいまちづくりを目指して、どうにか何らかの形で移動できる手段も検討していただきたいなと思えます。また、その答えもいつかもらえたらと思えます。

続いて、次の質問に移らせてもらいます。

空き家対策について。以前の質問でもさせてもらったんですけども、町は31年度、空き家バンクの登録件数10件と目標を決めておられますが、進んでいるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生まち・ひと・しごとの総合戦略に掲げております平成31年度の10件、目標値はございますが、現在のところ空き家バンクに登録されている物件は1件です。なかなか皆

さん御存じのとおり空き家というものがふえてきておりますが、空き家バンクにつながっていない。そんなつながっていない理由、うちのほうからなかなかアプローチができていない、またそれぞれの家の環境もあるかと思いますが、10件という目標値を掲げておりますので、その数値に近づけるように努力してまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

アプローチができないというのは具体的にどういうことですか、教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、空き家を把握しておりますのは、町なかを歩いて外観から見て、あ、ここがあいているなということで空き家という数字を計上しているのが現状でございます。もう一步踏み込んで空き家の所有者の方が誰なのか、その方々を知って、そこから空き家という空き家バンクにつなげることができないのか、どのような方法をとっていただけるのか、そういったものが空き家バンクにつながる次の手段というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、以前の補助金事業で数百万かけて空き家の調査をしたことになっていると思うんですね。外観から見て空き家を認識しているというのは、それでそんなにかかるものなんですかね。すみません、質問には載っていないことなんですけれども。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生事業の中で空き家のストック調査ということで調査したのも、事業の一環として総合的な事業費として、すみません、今金額は把握できておりませんが、その金額だったというふうに認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

アプローチできない理由って、言ってもらえませんでしたっけ。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） すみません、西議員の御質問にお答えさせていただきます。

アプローチできない理由、理由というものは、外観はわかっておりますが、その次の段階

といたしまして、担当的にその持ち主の方が誰なのか、実際にその方にまずはアプローチをして、その中の家の状況を確認させていただくとか、連絡先がわかれば空き家バンクに登録していただけるのか、またそういった空き家を改修した事業につなげていけるのか、そのところの段階まで現在事務として進められていないと、そういったのが現状でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕は、皆さん御存じと思うんですけども、町内の建設業のところで働かせてもらっているんですけども、町内の仕事が多いんですけども、行くところ行くところにやっぱり空き家があるんですね。そのときに社長があっこの空き家は誰々の家で息子さんがどこにいてという個人情報にもかかわってくるんでしょうけれども、いろいろ聞くんですね。連絡先とかというのは、多分すぐ誰かに近所の人に聞けばわかると思うんですけども、進んでいないのは人員的に人が足らんということなんですかね。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の活用方法につきましては、商工観光課のほうが所管をしております。今回新たに地域おこし協力隊の中で空き家の活用方策、移住の担当というものもできましたので、そういった方、またうちの役場の職員、役場の職員だけではもちろんその事業は進まないと思います。先ほど西議員がおっしゃいました地元の方の御協力、そういった方々のお力をかりながら進めていくのが、今後もっと事業を進めることになると思います。現在うちの事業としてはそこまでできていないというところが、今現在進められていないということだと認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

それに絡めてなんですけれども、笠置町も移住施策というのをとっておられると思うんですけども、そちらのほうは進んでいるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住施策といたしましては、まず移住呼びかけ人制度というものが京都府さんの制度であります。住民さんに移住の呼びかけ人になっていただきまして、例えばこういう移住のツアーとか、あと笠置町以外、京都市、大阪、遠いところは東京といったところに行っていた

きまして笠置町への移住を呼び込んでいただく、そういった方が現在おります。

あと、移住となれば家のほうに住む、じゃ、家のほうが今空き家になっているので改修をしなければならないということで、そちらのほうにつきましては京都府の制度で移住の改修事業制度がございます。一定事業費の半額を改修費用として当たる事業がございます。また、施策といたしましては、笠置町単独ではございませんが、それは京都府の施策でございますが、移住者を募ってことしも3月ごろに実施していただきましたが、近隣をバスで廻っていただく、そういったバスをめぐるツアーに移住を考えている方が参加していただく、その参加者の中から笠置への移住者というものも生まれました。そういった今現在行っている制度的には、今申しました内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

片や空き家対策は進んでいない、片や移住政策は進めている。僕はこれは両輪で進めていくべきものであると思うんですけれども、住んでほしい、住んでほしいと外に向かって言う割には中の空き家対策等については進んでいないというのは、ちょっと矛盾しているのではないかなとかは思うんですけれども、以前にも質問したんですけれども、町営住宅は活用できないかということで質問したことがあるんですけれども、いろんな条例によって難しいとは言われたんですけれども、笠置町にある町営住宅というのはかなり老朽化しています。皆さん御存じのとおり、それなんでどうなんですかね。府なり上位条例を設定しているところに向け合って、例えばお試し住宅的に期間限定で特例で住めるとかというふうに府内に訴えていくということではできないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

町営住宅をそういった移住等で使えないかというような御質問かと思えます。また、お試し住宅的なことで使えないかということでございます。

前回もありましたけれども、笠置町の町営住宅といいますのは、公営住宅法に基づき国の交付金を受けて設置されたものです。そんな中で入居資格の基本は、居住、勤務地要件、同居、親族要件、収入要件等がございます。移住というような希望の方に町民住宅、町営の住宅を利用してもらうことが基本要件を満たせば当然可能であると思えます。しかしながら、いろいろ京都府住宅課のほうにも確認いたしましたところ、さきにも申し上げましたとおり公営住宅法の入居要件というのがございまして、いろいろと課題があるようでございます。

公営住宅法に基づく住宅とは、あくまでも町民のために住宅に困窮されている人の方に住んでいただくための住宅でございます。そういうことから、移住の希望の方に安易に活かせるものではないということを御理解いただきたい。

また、そういったことが相談で何とかしていけないかということなんですけれども、公営住宅法に抵触しない範囲で具体的な中身がありましたら、また相談もしていける部分もあるのかなと思いますが、基本町民の方のための住宅困窮者のための住宅でありまして、先ほどから言わせてもらっていますような要件が公営住宅法の定めでございます。そういったことを十分考慮した上でいろいろなことを進めていかなければならないということだけ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

わかりました。先日役場を訪れた移住希望者の方がおられたと聞きました。廻り廻って僕の耳に入った話では、役場の対応が余りよくなかったというので帰えられたそうです。そのときにその人の名前も電話番号も聞かずに、空き家がないというようなことで対応したらしいんですけれども、そうすると余計に空き家対策というのは早急にいろいろなことをしていかなあかんのではないかと思います。進んでいないで済ますのはもったいないと思うんでね。例えば笠置町にも空き地、倒壊の危険のおそれのある家屋やその予備軍のような建物もあるんですけれども、そういうものに対して何か対策をとっておられるとかというのはあるでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、今の西議員の御質問にお答えさせていただきます。

倒壊のおそれのある建物、それから空き地を買い取って移住のための施策ということですよ。公費をかけてそれを買い取って何かというところは、今のところちょっと考えておりません。

先ほど西岡議員の御質問があった所有者の不明の土地であったり、それからその前にありました空き家特措法というものもございまして、それについても、まだ町のほうでどのような体制でやっていくかということもできておりませんので、この特措法を使って公共事業等ということはあるかと思いますが、移住のための整備というのは今のところ費用的なこともございますし、買い取って整備するというところまでは至っておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

確かに買い取るというのも、僕もちょっとおかしいとは思いますが。できればその土地の所有者に更地にしてもらって、管理をしないのならそれを寄附してもらって、町なりまちづくり会社等で活用というのを考えていけばいいとは思いますが。それには、やっぱり行政の代執行ができるような条例をつくっている自治体も多々あるんでね。条例の制定とかに関しては、町としてはどうお考えでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にありました対策のほうですけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法、空家特措法といまして、平成26年の11月にできております。その当時も町のほうとしてはどうするんやという御質問もいただいておりましたが、ほかの自治体でもまだ、この法律でいくと強制撤去もあつたりというのもございますが、町のほうとしてはまだそこまで、先ほどの所有者不明土地もそうですけれども、全庁的に検討はしていかないけないとは思っておりますが、まだちょっと申しわけございません、そこまで整理できておりませんでして、今後先ほどの特措法とあわせまして、何らかの対策といいますか体制を整えられればと思っております。

空家の特措法については建物があると、それからさっきの所有者不明土地は建物がない土地ということですので、どちらも笠置町内にはふえてきているということも確かですので、あわせながら体制を整えていければと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

質問するとできていない、進んでいないという言葉が多く聞かれるように思うんですけれども、家というのは確かに人が入ったりとか風を通さないとすぐに、人が住んでいる期間以上に短い期間で悪くなっていくというのは皆さんも御存じやと思うんですけれども、それやとどんどん、空き家で住めるのに、住もうと思えば住めるような空き家が住もうとしても住めない空き家になっていって、結局対策がとれないということがどんどんふえていくようなイメージで今受け取ったんですけれども、例えば今の質問でも建設課、商工観光課、総務課の課長がお答えいただいたんですけれども、ほかの自治体ではこれを建設課がまとめてやっているところもあると聞くんですけれども、今の商工観光では人員的にどうなんかなという

不安は、見ていていつもそう思うんですけれども、それを割り振るのは総務の企画の部門になるんですかね。違うんですかね。

前にも一般質問でさせてもうたんですけれども、残業時間から見ても、どうも商工観光のほうに物すごいウエートがかかっているような気がしてしょうがないんです。それで、課長は言わないとは思いますが、マンパワーが足らんというんですか、そういうのをうまいこと振り分けて、建設課も確かに業務で手いっぱいなのかもわかりませんが、その辺はうまく分散させてやってとにかく進めてもらわないと、笠置というのはいうたら後がないわけですよね。あとはそれこそ上層部の決断によるものやとは思いますが、ここからどういう改善策をとっていかれるのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

どこの所管にするかとかというのはあるかと思うんですけれども、今回の所有者不明土地にしても空き家対策にしましても、移住関係でしたらもちろん商工観光課が窓口にはなっておりますが、公共的な場所に近いところ、建設課、それから空き家の強制撤去等になると例えば固定資産台帳、それから固定資産税、税のほうも関係してきます。また、倒壊、それから周辺の衛生管理となると、税住民課であったり保健福祉課であったり、全庁的なものになると思うんです。決して総務財政課でやっていかなければならないとか商工観光課でやらなければならないだけではおさまらないところもございますので、組織的に窓口はあるとしても、取り組むとしたらそういうことも多方面なことも考えまして取り組む必要があるのかなと思っております。

空き家の対策について進まないというのも確かですし、それは所有者がわかっている建物もございまして、全く所有者がわからない建物も出てくるかと思っておりますので、そこらは所有者を調べるところは、今個人情報とかいろいろ言われているところもありまして、町内の方にこの土地の連絡先を教えてくださいというわけにもいかないというのが行政側の立場ですので、そこは税住民課の台帳やらと合わせながら、少しでも空き家、それから危険な家屋というのは減らしていきたいのはもちろんですので、所有者さんのほうに何らかの対策というのがまずかなと思っております。

窓口的なことも担当課だけではなく、それこそ町長、副長等、全庁的にどのような組織、体制でやっていけるのかということも考えながらしなければいけないと思っておりますので、今後の大きな課題ではあると思っておりますのでゆっくりと構えているわけにはいかないということ

もわかっておりますので、何らかの方策は考えていきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西議員の質問に対し、前田課長がお答えをさせていただきました。関係課長もそれぞれの立場から答えをさせていただいたと思いますが、補足をさせていただければと思っております。

本当に総合的に構えていかないと、なかなかこの課でこの所管でというふうに縦割りでいけるというものじゃございません。先ほどもこの分野に関してはここ、この分野に関してはここというふうに縦割りの答弁ではなく、空き家というものをどう対策していくか、関連する移住というものをどのように捉まえていくのか、全庁的にやはりできることからやっていくというふうにするのが基本であろうと思っております。その辺は先ほど前田課長のほうの発言があったように、町長、副町長のほうで関係課を招集させていただきながら、一つのプロジェクトチームというわけにいきませんけれども、課題に応じた関係課長の会議を頻繁にさせていただくことにより、検討しますとか、これからの課題ですということじゃなくて、これから今すぐできることは何かということからスタートさせていただいて、一つ一つ課題をクリアできるように取り組みを進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

この空き家対策というのは、僕が議員になって初めて質問させてもらった中に入っていたんですけども、また質問させてもらいます。そのときにまた同じように、いや、実は進んでいません、空き家バンクの登録も進んでいません、何もわかりませんみたいな答えやと物すごく残念に思うし、町民の方も何してんのやということになるんで、副町長も言われたとおりできることから一つ一つ成果を積み上げていって、データを各課なりで共有していくのが一番近道やとは思うんですけども、その辺ほんまによろしく願います。

続いて、次の質問に移らせてもらいます。

地方創生事業の成果についてお聞きします。

主な事業でいいんですけども、できた事業とできなかった事業というのがあれば教えてくださいんですけども。

議長（杉岡義信君） 地方創生参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

主な事業のできた事業、できなかった事業という御質問でございますが、基本的にできなかった事業というのはございません。ただ成果については賛否分かれるんですけれども、計画している事業は執行させていただいたというふうなことでございます。29年度につきましては、御承知のとおりハード2事業、つむぎてらす、いこいのリニューアル、それからソフト事業については4事業、これは常任委員会等で御説明させていただき、また創生委員会でも御説明、御承認いただいた事業ということで、6事業2億5,700万少々の事業を実施させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、ちょっと質問のほうがざっくりしてしまっていて、たしか5億近くの事業を最初に想定していたと思うんですけれども、そのうちの3億前後をとらなかったというふうには聞き取れないと思うんですけれども、間違いないでしょうか。

議長（杉岡義信君） 地方創生参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 御質問にお答えさせていただきます。

当初5億、それが今2億数千万というふうな説明で目減りしているというふうなところでございますが、それは当初計画でここは実行できんのかできへんのかというふうなところで28年度の事業から始まっておりまして、各年度で見直しをさせていただいている。その過程で削減をさせていただいたところと承知しております。できなかった事業という分類とはちょっと違うかというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

質問が荒っぽくてすみませんでした。見直し、見直しでやってこられたと思うんですけれども、減らしていった理由というのは明確にあるんでしょうか、そこをお聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 地方創生参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問にお答えします。

私のほうからは、入り口論といいますか基本的な考え方を述べさせていただいて、あと個別の事業につきましては事業の所管課がございますので、そちらのほうでお答えいただけるものと考えて答弁させていただきます。

全体的にはやはり当初計画は、一つの例でいいますと総務省とやりとりをして要件がございます。政策関連系、それから先駆性とか、そういう事業で基本的には3年から5年間の事業計画を立てるわけがございます。その中でこの効果を上げるためには、やはりこの事業をもっと効果的に発展させなければならないと、スパンが3年から5年でございますので、いろいろ事業採択に向けて、こういう表現は誤解を受けるかもしれませんが、その時点で実現可能な最大数値を採用します。盛ります。これはやはり競争原理の中で事業の採択を受ける際には、マックスの数字を採用させていただいて申請するというのがございます。ただ1年たって2年目に向かって今この計画どおりいくのが、この1年の経過を見て現実的かどうかという議論が29年度はさせていただいたように思います。その中で、概要としては削減させていただいたというふうな出発点がございます。個々の事業にもし御質問がございましたら、所管課のほうからお答えさせていただけると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当参事が申しましたように3年計画の中でしていきまして、まず調査をした段階で実現性がない、調査した結果今後につながらないというものももちろんございました。そういうものを選択しながら、当初申請可能性のある段階で申請しておりました事業から、削減といいますか取りやめをしたということで、結果的にはできなかったということになるかと思いますが、そのときに限られた予算の中で事業を実施できるものを選択して実行させていただいたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

去年の議会でもいろいろ議論にはなったんですけども、ふたをあけてみれば委託、委託、委託というのが並んだことについて皆さんで議論を重ねたんですけども、いろんな事業でやっていく中で、31年度までがあるんで今は途中経過やと言われたらそれまでなんですけれども、クオリティーの高い成果を出して行って、その続きで持続可能なものにつなげていくというのは、皆さんも御存じの多分本質やと思うんですけども、笠置町は自主財源が二十数%で、あとは交付金に頼っています。この前も町長と個人的に話する機会があって、今でもいろんな使えるお金が出てくるときに、坂本議員もこの後言うと思うんですけども、今小林課長が選択してどうと言われたんで、やっぱり選択して集中投資というのは今の笠置には大事やと思うんで、その決断、決意というのは、町長どうですか。答えてみてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員の御質問にお答えをいたします。

笠置町におきましては、やっぱり地域も狭い、また自主財源も少ない、そういう条件の中で相加的な事業を進めるのではなく、やはりいろいろな面でポイントを絞ってそこに集中をしていく、そういう姿勢というのはこれから問われると考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

もう少し強い決意が聞けると思ったんですけども、もうちょっとこうと言ってほしかったんですけどもね。そのために町長に質問を振ったんですけども、いいです。

これでもう質問は終わりますけれども、なかなか進まへんこととかがあるとは思いますが、やっぱり笠置町としてはやっていかなあかんとは思いますが、それも誰かに負担はかかるんでしょうけれども、使える人材、例えば地元のことに關したら役場の人間が動くのもそれは大事なかもわかんないですけども、いろんな人とつながりがあるわけですね。区長とか僕らでもそうですし、そっちのほうの話が早い場合がありますよね。それは皆さんは多分わかっていられると思うんですよ。それで、効率よく動くためにはやっぱりいろんなつてを使ってやるほうが、自分らだけでやるとできませんでした、わかりません、個人情報どうのこうのと、わかります。それはよくわかります。うまく僕たちなりいろんな人を使ってみてはどうかと思うんですよ。そういう意味では、全然そういう話を僕らも聞かない。西さん、これどうにかというのを聞かないんで、いうたら僕らも町のために、行政の皆さんも町のためにやっているんで、お互い力を合わせて問題点を早く解決して、さっき副町長言われましたけれども、一つ一つ積み上げてやっていくのがこの議会なり行政なりの仕事やと思うんでね。本当にできるだけ、さっきも平成16年にできてから当時の質問があったと言われたんですけども、じゃあ、そこから何が進んでいるんですかという質問になってしまうんでね。そういう質問って余りしたくないんで、早急にやらなあかんことを優先順位をつけてやっていってほしいと思います。これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時49分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、介護保険料の引き上げに伴って何らかの助成ができないかという問題についての質問をさせていただきます。

ここは町長、町の立場としてお伺いをしますので端的に質問をさせていただきます。

今回の笠置町の介護保険料は、大幅引き上げとなりました。前期が5,750円、今期が6,640円、これが基準額、月額としての引き上げとなっています。お隣の南山城村では4,400円から4,830円、和東町でも6,200円、そして木津川では据え置かれて5,300円と、そうした近隣の市町村と比べても笠置町は特に高くなっています。

特に低所得者向けの特別な軽減、また介護の利用料の負担に関して助成するなど、町独自の負担軽減は考えられないでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今の向出議員のお答えでございますが、事務レベルのお話を踏まえて、また町長のほうからお考えを述べていただければと思いますので、まずは私のほうから制度上の観点から言わせていただきます。

今回、京都府下2位というふうな高い保険料をお願いすることになったというところは、いろいろな要因がございます。説明は省かせていただきますが、この上がった給付については介護保険事業のより一層の適正化と、拡充すべきところは需要に応じて拡充していくというふうな姿勢の中で管理させていただきたいと考えております。

それから、独自の助成という御質問でございますが、これにつきましては私からは制度上のお話でございます。いわゆる法定負担金割合を超えて町の一般財源をそこに充当するというのは、介護保険制度のルールからは逸脱している制度であるということは、これは大前提のお話でございます。大前提ではございますが、全国的には例はあると承知しております。ただし厚労省のほうから、そういう自治体に対しては指導が入っていると、指導されているというふうな実態もございますので、今のこの時点で町が独自財源を突っ込むと、充当するというのはいろんな合意形成をいただくことには実施できない、非常に大きな壁であるということを私のほうからは述べさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員がおっしゃられております町独自の助成、このことにつきましては法定外繰り入れ、一般財源からの繰り入れをなささいということをおっしゃられると思うんですけども、今担当課長が申しましたようにこれにはルールに違反するというでもありますし、乏しい一般財源の中からここにまた繰り入れをする、そういうことにつきましてかなりの私は問題があるかと思っております。基本はやはり介護給付費を抑えていく、それが一番だと考えております。介護予防を充実させていきまして介護保険料を下げっていく、これが正当な介護保険料を軽減していく、私はすべだと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

例えばいこいの館であれば、大事な政策ということで1,200万というお金を出すわけですね。その一方で、住民の方の利用負担というのはお金がないから難しいと、財政も乏しいということと言われるわけですけども、やはりもともと地方創生というのも住民の方が暮らしやすいようにしていくと、生活が楽になるようにというのが究極の進めることだと思うんですね。だから、そこは政策的な判断があるんじゃないかと。

それで、先ほど来から答弁ありますように、直接介護保険料引き下げというのが難しいということはあると思うんですけども、例えば利用料の負担の軽減を何らかの形で助成できないかとか、要するに何らかで少しでも負担軽減をするような形はとれないのかと、子供の関係については給食費の無料等を進められておられる一方で、高齢者の方もやはり現実に笠置町は大変高い高齢者率ということもあるので、ここも大事な福祉政策ということでやはり考えていただきたいというふうに思いまして質問をさせていただいているんですけども、何らかの形で財政が乏しいというだけじゃなくて検討できる余地はないのかと、その点だけもう一度答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何かそういう援助する手だてはないのか、そういう細かいことを今質問していただいたわけですけども、どういうことが現実としてできるのか、そういうことを私の認識の中になくはないわけでございます。そういう面におきまして、今担当課長の方からもいろいろ意見を聞きまして、対処できるなら対処していきたいと考えております。今度つむぎでたすが完成いたしましたので、あそこを拠点にして健康寿命を高めていき、高齢者の方がいつまでも元気に暮らしていける、そういうまちづくりが一番基本だと考えておりますので、そういうことにも力を入れていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問に事務的な見地から補足させていただきます。

介護給付費全体の中で例えば個人負担料を減免するとか、そういう形を給付するという形は、先ほど言いましたようになかなか一般財源をそこにつぎ込むというのは、保険料でいえば1号被保険者40から65までの方、それから利用料については利用者の1割負担、あるいは高所得者の方は2割負担、これを町独自で下げるとするのは、先ほど言いましたような理由からかなり難しい段階であろうと、課題であろうと捉えています。

それで、先ほど町長が申し上げられましたような予防事業に、相対的な給付費を抑制するための予防事業の力を入れるということについては、当初予算で計上しました予防事業については、近年、年々充実するような事業を組んでおります。内容も充実してくるようにしています。保健指導、これは一番重要なところでございますが、今までできていなかったところをやっていく、青年層の保健指導が行く行くの高齢者の介護利用にも響いてくるというふうなところの観点からいろいろな事業をやっていく、ここに事業費を一般財源を充当していくというのが町長言われたような形になろうかと思っておりますので、その方針に基づいて、町長、副町長の方針に基づいて事務では一生懸命やらせていただいているというふうなところで御理解いただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

大変介護保険料というのは年々高くなってきているという中で、一方で年金暮らしの中には所得が大変低い方もいると、もちろん所得に応じて介護保険料等は決まっていますが、やはりこの点についてはぜひ福祉の充実という点で考えていただきたいと、本来の町の役割はそこにあるのではないかというふうに思います。

そして、次の問題に移りたいと思います。

2つ目に、いこいの館のLEDの工事の件について質問させていただきたいと思います。

先ほどの町長の給与カットの条例のときにも質疑がありましたので、多少前後したり省略して質問させていただきたいと思います。

まず、一連の経過について述べたいと思います。町長の謝罪放送をお聞きした住民の方の何人かからは、なかなか中身がわかりづらいという意見もありましたので、まず経過について少し述べて質問させていただきたいと思います。

2年ほど前にいこいの館の天井の照明をLED化して、その工事代金として、業務用クレジットで分割支払い手数料も含めて約500万円の借入を2016年7月22日付で行っています。このクレジットの契約は、有限会社わかさぎ代表取締役西村典夫を契約者として、法人代表者連帯保証人の欄は手書きで西村典夫と書かれています。4月19日の時点では、LEDはエントランスが暗いとお客さんの声もあり、させてもらった、明るくなったと喜んでいただいている声もある旨の説明をされました。しかし、途中から、この契約書の字は私の字ではないと言われ、知らないところで契約された旨の発言をされました。そして、この件に関して調査して報告するとされました。そして、5月31日にいこいの館の特別委員会で、事前に協議もしており、クレジット契約にも目を通して、調査の経過の中で思いついたとの説明をされました。この間契約を知らなかったという件について新聞の記事にもなっており、一連の問題に関して町長は謝罪放送をされました。こういう経過があります。

そこで、住民の方はよくわからないという声もありましたので質問に入らせていただきますけれども、契約を忘れたというふうにはずっと言われるわけですが、4月19日の時点では、LEDの工事はお客さんの声もあって、そしてその結果喜んでもらっているということで、LED自体のことは大変覚えておられたと、ところが協議したこともクレジット契約に目を通したことも忘れておられたと、そこにはなぜそういうことが起きたかというのはかなり不自然なので、なぜそういうことが起きたのかという点について、例えば短時間、ごく短い協議ですっかり忘れていたとかそういうことがあるのか、もう少しきちっと説明願わないと余りにも不自然ではないかと思しますので、この点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の発言が一転二転したということにつきまして、すごく不信感を抱かせてしまったということについては本当に申しわけなく思っております。やっぱり基本は、きちんとした書類などで決裁を上げなかったということで尽きると思っております。口頭での指示で終わってしまったということにつきまして、私が本当に錯誤をしてしまったということでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

記憶の範囲でも結構ですが、協議はどれぐらいの時間かけてされたのか、大体覚えておられるのでしょうか。そのあたりの点、お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直申しまして、詳しい時間ですか、5分、10分、25分、そういうことはちょっと記憶にはないわけでございますけれども、担当課長のほうから工事内容につきまして説明を受け、了解をして指示をした、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっとらちが明かない感じなんで、このことはここで終わりたいと思うんですけれども、例えば比較的短い時間だったと、だから記憶から抜けおちていたというなら自然だと思うんですね。そういうふうには言われませんでした、そういうことが不信を招くので、やっぱり自分の中でなぜ忘れたのか、決裁文書がないだけが理由でというのはちょっと弱いんじゃないかと、やっぱり自分で協議もして、クレジット契約というお金のしかも500万円という比較的高額な契約をされるということをすっかり忘れてるのは、そこには自分なりの一定の何か理由、本当に単純にさっと報告だけ受けてぱっと判断をしてやったためにとか、そういうことであればまだ自然さもあるんじゃないかと思うんですが、余りにもちょっと不自然なんで、やっぱり自分なりのなぜこんなことが起きたのかということきちっと意識されてやられたほうがいいんじゃないかと、余りにもちょっと逆に不信を招くだけだと思うんですね。もうちょっときちっとしていただきたいと思うんです。

経過の中で思い出されたと言われましたね。今回は調査をしっかりとされた中でのことなのでお伺いしたいんですが、記憶がよみがえってきたのは一体いつごろのことなんでしょうかね。その点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 記憶を思い出したのはいつですかと、そういうことでございますけれども、この時点で思い出したということではありませんで、日報など確認をさせていただく中でこれは私の大きな錯誤であったということに気づきました。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

せっかく調査するといったわけですから、経過もまとめられる段階でいつごろ思い出されたというのきちっと言わないと、それはちょっと不十分じゃないかというふうに思うんですが、思い出されたということですから、それで協議のメモというのは残されていなかったんでしょうか。普通、会議とか等々をすればメモというものをとることが必要に

なってくる、もしくはやっておくべきだというふうに思うんですが、今回のことについてはメモ等はとられていなかったんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、何かにつけてメモをするようにしておるわけですが、この件に関してメモをとっていなかったというのが真実でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ここからは反省点について明確に答弁を求めたいと思いますので、ちょっとただしていきたいと思いますけれども、先ほど決裁文書がないことが大きな原因ということで、先ほどの質疑の中でも決裁文書をしっかりやるようにしますと、もちろん対応としてはそうなるというふうに思うんですけれども、決裁文書、もし仮に今後同じような同類の事件が起きた場合は、つまり決裁がない契約等がされているようなことがもし仮に起きたら一体どうされるかというのは考えておられるんでしょうか。そういう契約は無効だというふうに取り扱っていくのか、そこまで踏み込んで考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 朝からの質疑の中でも答弁させていただきましたけれども、今現在、こういうことを踏まえて改善をさせていただきますして、いこいの館の中におきます事業につきましてもきちんとした決裁をする体制をとっております。仮に決裁が上がっていなかった事業についてはどうされるかということにつきましては、それは現実的にはないと判断しております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど質疑の中でほかの議員からも質問がありましたが、反省点の一つとして、70万ほどの利子がつく形でのクレジット契約ということで、大変赤字で苦しんでいるいこいの館の中で毎月毎月リース料を払っていけるだろうと、電気代も安くなるから十分払えるんだろうという判断をされたという内容の説明がありましたけれども、やはりこれだけ70万も別途支払わなければいけないような契約というのをしたというのは、無駄に70万円を発生させていると、費用を発生させているというそういう問題になるのではないかと、この点は問題が本当になかったと思われているのか。やはりこういう契約をせずに議会に諮って、金利も発生しないようにしてやるべきだったと思われているのか、その点答弁を求めたいと思いま

す。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業に関しては、やはりいこいの館特別委員会に相談を申し上げて進めるべきものでございました。そこら辺は本当に落ち度があったと反省をしております。その当時、これにつきまして、支払い方法につきまして、いこいのわかさぎに対しまして財源がないという状況の中でこういうクレジット契約をして支払いをやっていく、こういう方法しかなかったということでこういう契約をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 町長、次答弁するときはもうちょっと大きな声で、ちょっと声が小さい。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

その後、先ほども指摘がありましたが、議会に諮る案件は何件かあったと思うんですね。赤字の補填については、町からお願いをするということでやってきたと思うんです。しかし、この件だけはそれしか方法がなかったというふうに断定されるわけですがけれども、方法としては議会に諮るという方法が当然あったわけですよ。やらなかったのは反省点、落ち度だというふうに思われていると思いますけれども、今の言い方だと、選択肢としてこれしか方法がないというふうに言い切られている点はどういう意味なのかちょっと不明なんですけど、議会に諮ってもよかったけれども、急いで工事したかったということなのかよくわからないんですけれども、もう一度きちっと説明を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このクレジットの事業につきまして、支払い方法につきまして、業者のほうからクレジットを交換すれば電気代が1カ月これぐらい安くなるという提示をいただきまして、その中で支払いが可能であると、そのような判断をいたしてそのような契約をした次第でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

例えば町財政から出すとなれば、たんびたんび出しているんで負担が大きいと、今営業している中で8万幾らぐらいであれば町財政に迷惑かけずに支払えるんじゃないかと、そういう判断が働いたと、だから議会ではなくてあくまでクレジット契約という形でお金を用意してやらせていただいたんですと、例えばですが、そういう説明であれば一定考えがあったんであろうと、最後まで支払いもできるんだらうという前提でやられたんだというならまだ意

味は通ります。ところが今言ったように業者から提示があったからとか、あっても判断としてはどうやってお金を用意するか、金利が高過ぎるという判断はできたはずなんです。

だから、今の説明も何かおかしい説明ではないかというふうに思うんですね。ちょっとおかしいのではないかと、もうちょっと何か自分なりの理由、そのときの判断の基準というものが普通はあるはずなのできちっとした対応をお願いしたいんですが、一体どうなっているんでしょうかね。もう一回答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） LED工事につきましてのクレジット契約につきまして、担当課長とも相談をする中で電気代が削減する、その財源を使ってLEDの工事代を支払っていきける、そのような判断をしてLEDの工事をやった次第でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

答弁が全然かみ合わないのだからこれ以上という思いはありますが、安くなるけれども、お金の用意の方法としては町から出してもらおうように議会に伺うという方法はとれたわけですよ。安くなることとクレジット契約することとの間には直接因果関係はないと思うんですけれども、そういう答弁が何か意味がよくわからないんです。つまりクレジット契約をしたから業者さんが特別に工事代を例えばまけてくれたんでしょうかね。クレジット契約も込みで、利子も含めて込みで本体工事を下げてくれたとか、そういうことがあるのであれば一応意味は通りますけれども、余りにも答弁が全然かみ合わない、合っていないんでね。それがだから不信を招くと、信頼を回復するというのはまさにそういうところで、きちっときちっと回答をされて改善をして、実際結果を出していくということが一番の信頼回復だと思うんです。余りにもかみ合わない答弁をされるということがもう問題じゃないかというふうに思います。しかし、もうこれ以上このことを言っても同じような答弁しかいただけないように感じますので、次の点にいきたいと思いますけれども、今回、結局決裁文書もなく社印、会社としての印を使った使用簿もないと、また明確に協議をしたメモ等も提示されていない、ないということですね。やっぱり根拠がないわけですね。しっかりとした証明をされる文書がない中でそれも大変な、それが不信の一つなわけですね。何らかのものがあれば確かにそのような対応がされ、経過があったんだろうと判断できるわけですが、そこが大きなやっぱり反省点だというふうに感じています。そういった反省点をきちっと整理されて、再度先ほど文書にしてちゃんと報告しますということもありましたから、きちっとしたものを出

さないと不信が拭えないと、信頼回復ができないということはぜひ肝に銘じていただきたいと思えます。

それで、一連のことを聞いていけば、あれもない、これもない、議会への事前相談もないと、大変対応がはっきり言えばいいかげんなんじゃないかということで、ある住民の方から御意見をいただいたんですが、この方は情報公開にかかわる行政不服審査法による審査請求に9カ月間も笠置町の決裁がされないと、とんでもない状況だと、そして迅速に対応してくださいと文書でお願いしたのに何の連絡もないと訴えておられました。また、長年、税住民課や総務財政課の受付カウンターには、旅行会社の広告用のカレンダーマットが敷かれていて、ファクスを送って、さらに庁舎管理規則を情報公開請求して、規則は存在しないということでしたけれども、やっとな問題のマットが撤収され、全てではありませんけれども、新しくなったというふうに言われています。新聞にまで載ったLEDの問題の調査は速やかにできるのに住民の声には時間がかかる実態、これでよいのかと、住民はあきれて嘆いているというような内容のことを訴えられていました。そこが不信の原因だと、答弁も先ほどからかみ合わないことが多いと何度も言わせていただいていますけれども、もったきちつとしないと本当に信頼回復にならないと、ただ給与カットをして終わりましたという話になるんじゃないかと、だからしっかりと自分なりに整理されて説明もされて、改善策をしっかりと示していただきたいと思えます。

この点については、これ以上してもらちが明かないようなので、3つ目の問題に移りたいと思えます。

有害鳥獣対策の補助的な支援策について、どういう立場かお聞きをしたいと思います。

有害鳥獣の対策の基本は、あくまで頭数を減らす、そして森林等の中で生態系の中で十分な食料が確保される、そこまでいくのが本来の策ですけれども、なかなか進まない中で、やはり町独自ができる支援策というのがとりあえず大事ではないかというふうに思います。

農地を対象としての防護柵、防除柵については補助がありますけれども、家庭菜園をされているところには補助というものが無いということで、そういったところにも町独自の補助をしっかりとしていくべきではないでしょうか。笠置町内ではかなりの数の方がそうした農作物をつくられているという現状もありますし、今後、移住定住の中で、過去にあったのは菜園もしたいので移住もしたいと、だけれども、実際は鳥獣害のこともあり、マッチング、ほかの条件もあったと思えますけれども、合わずに住むことは断念された方もいるというふうに聞いているんですね。やっぱりそういう移住対策という意味でも、こうしたことに

ぜひ力を入れていただきたいと思うわけですが、その点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、議員のほうからも概要の御説明がありました。もう一度改めまして簡単に御説明させてもらった中でお答えさせていただきたいと思います。

現在、国では、鳥獣被害防止総合対策事業といたしまして、鳥獣による農作物の被害を防止するため、地域主体の取り組みを推進し、地域全体で被害防除に取り組むため、鳥獣害防止総合対策交付金を創設され、地域における被害防止対策を的確かつ効率的に実施するため、広域的な電気柵や金網柵の設置等に対して交付金制度が設立されております。笠置町ではこの事業を活用いたしまして、町内の農作物の被害防除と農家への支援に取り組んでいるところでございます。

本事業の採択要件としましては、効果的、効率的に防除事業を実施するため、受益農家3戸以上であること、費用対効果が十分見込まれることとされておりますので、不耕作な農地は囲うこと、防除することは、原則この事業ではできません。また、家庭菜園でないこと、防除柵などは自力施工すること、電気柵は8年、金網柵は14年間維持管理ができることなどが要件としてあります。

本町では、この事業を活用いたしまして農家が協力し、平成23年度から東部、西部、南部の各地区におきまして、電気柵、金網柵が設置されております。防除が今後もこの事業により効果的な鳥獣被害防除事業の実施を予定しているところでございます。町といたしましては、家庭菜園等の現在のところ、まことに申しわけございませんが、そういったことは現在考えていないところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど設置は自力でということでも、先ほどの制度の中ではそういうことになっているということですが、家庭菜園も含めて高齢の方、特にそういう設置自身もなかなか大変なわけですね。今、家庭菜園は対象に考えていないと言われましたけれども、高齢の方、そして特に家庭で楽しむ方、家庭菜園として楽しむというほうがどちらかといえば皆さん困っているところじゃないかと、農家の方はそういう補助対象もあって、まだ不十分ですけども、進んでいる中で手が届いていないところがそこだと思うんですね。だから、町長の決断と

して何らかの対応、これ皆さんの多分要求の中ではかなり、自身もたくさん声をいただいていますし、町長自身も恐らくそれは重々御承知のことだと思いますけれども、ここというのは大変要望があって何とかしてほしいという問題があるところだと思うんです。本来は、先ほど言ったようにもちろん捕獲をちゃんとしていくということが対策の筋ですけれども、なかなか現実には進んでいない中で、やはり町として住民の方を助けていくというところを示すためにもぜひ一考をお願いしたいと、町長としての決断といいますか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 家庭菜園につきましての有害鳥獣対策に対する補助を考えたらどうかということでございますけれども、すごく難しいと私は判断をいたします。皆さんでできますことと、私は思いますのは、やはりそういう柵を買ってこられて高齢者の方でやって、それが設置できない、そういうことにおきまして、みんなでそういう柵をつくってあげようとか、そういうことは十分可能ですけれども、そういうことに対しての補助を立ち上げていくというのは町として難しいと判断をいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

しかし、住民要求、ニーズは大変高いと思いますので、何らかの補助を、直接そういう経費が補助できないということだったとしても、何らかの助けていくといいますか、やっていくこともないのかと、方法を検討していただいて進めていただきたいというふうに思います。答弁求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、向出議員がおっしゃられました。いろんな方法があるんじゃないかと、そういう提案をいただきましたけれども、今行政としましてどういうことが可能なのか、ちょっと見当たらない、見つからないという状況でございます。向出議員におかれましてこういうことができるんじゃないのかとか、そういうふうな提案とかをいただけましたら、またそのことにつきまして検討できることもあるかと思うんですけれども、できましたらそういう提案もいただけたらありがたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この制度、国の制度ができるまでには、農家の方が各自で電気柵なりネットを張ったりす

ることで農地や農作物を守ってこられました。国も単に鳥獣被害を軽減するという観点だけでこの補助対象事業としたのではなく、農家が協力して広域的に防除することによって効果的に地域全体の対策が講じられる、そして交付金事業を要望し、設立されたと聞いております。

本町といたしましても、平成23年度から29年度までの間で、これは金網柵のほうなんですけれども、東部区で約3,000メートル、西部区で2,000メートル、南部区で300メートル、ただし南部区の場合は電気柵が主流になっておりますので、4,100メートルほど電気柵は5段にわたって張られております。

そういった中で、各地区の農家さんが営農組合という形で設立組織され、国のルールにのっとり、みずからいろいろ創意工夫しながら、皆さんで協力しながら広域的な防除事業を実施されているところがございます。家庭菜園でも丹精込めて皆さんつくられている野菜など、食害を受けたり、イノシシが土砂などを落としたりということは十分お困りで承知しているところがございますけれども、農業生産と位置づけられない家庭菜園などへの補助は個人的な支援となります。国の補助もない中で笠置町の現状としましては、特別で独自の支援策というのは現在考えられていない状況であります。恐れ入りますけれども、これまでどおりそれぞれの被害防除に取り組んでいただきますよう、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

町の立場はよくわかりました。私自身ももう少し具体的な提案をさせていただきたいとは思いますが、またそのときはぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

4番目の問題として、地方創生の事業について質問させていただきたいと思います。

先ほど来も質問で出ていますけれども、具体的に今進んでいる事業、以前にもお聞きしましたけれども、実際住民の方にはこの地方創生事業というのがどういう利益、どういうプラスがあるのだろうかというところがなかなか見えにくいのではないかと、そこを明確にわかりやすい形で説明をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

個別の事業につきましては所管課長の分野になりますので、それぞれ事業ごとに所管課が

ございますので、そういう内容に及んでくるかもしれませんが、私のほうからはどういう利益があるのかというふうな入り口論といたしますか、そういう観点だけ御説明申し上げます。

以前の議会でも地方創生の目的は何やというふうなところで向出議員から御質問があったときにもお答えしたと思うんですが、創生事業自身は人口減少対策でございます。笠置町にそれをなぞらえれば、減少する笠置町の本当に少ない人口の中で住民の福祉をどうして自立させていくのやというふうな観点が地方創生事業の原点になると思います。できればそこで生き生きと暮らしていけるような住民の暮らしを守る。これは地方自治法の大原則でございます。住民の福祉の増進というのは大原則で、安心・安全なまちづくりというふうな観点もそこにあるかと承知しております。

私の事業でいえば、本年度でいえばつむぎてらすの建築におきましては、住民生活のコミュニティ機能の強化を中心になぞらえて建設させていただいた。コンパクトなまちづくりの中核施設としても、今後御利用いただけるような地域づくりの中核拠点として機能を図ったものでございます。それは地方創生事業の戦略の中では、安心して暮らし、助け合えるまちというふうな位置づけになってこようかと思えます。

概要だけ申し上げますと、地方創生の原点の事業は、笠置町の地方総合戦略でいえば4つの視点から事業をさせていただいている。安定した雇用を創出することも、やはり少ない人口の中ではでき得る限り必要であろうということで、まちづくり会社の創設、特産品の開発というのもそこに当たってこようかと思えますし、新たに人の流れを創出という観点については、駅舎の改修、空き家対策、さまざまな観光施策というふうな分野になってきます。それから、結婚・妊娠・出産・子育て希望の実現につきましては、子育て対策というふうなところでございます。それから、今言いました安心して暮らし、助け合えるまちにつきましては、つむぎてらすもそうですし、駅周辺整備、交通施策というのがここにかかわってくるかと思えます。概要としましては以上でございます。どうぞ入り口論として御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

つむぎてらすについては、きれいな施設の中で健康のいろんな取り組み等々をされるということで、住民の方からもちょっと期待の声もあったりして喜ばれている点はあるんだろうというふうに考えていますし、コミュニティ創造事業、先ほどオフィスの使用料を定める件がありましたけれども、私自身は、ちょっと計画的なところが弱い、確かにそれはあったと

いうふうに考えますけれども、それによって飲食としても扱える施設、部屋が国のお金を使って整備できたというのは、一つの活用ではあるだろうというふうに思うわけですね。

しかし、特産品等についても、これを例えばどうされたいのか、売り上げ、収益事業にまでつなげていきたいというふうに考えておられるのか。いこいの館や駅のSTATIONのところに提供していくという話は出てはいますが、メニュー開発をして提供するのが本当に地方創生の目的に直接どうかかわって意義があるのかというのは、なかなかちょっと見えにくいんですね。そういう点ちょっとわからないということが多々あるということで、やはりきちっともっとわかりやすい形ができないのかと、今現在実際にはできていませんけれども、例えばキャンプ場というのは確かに利用者が多くて、例えばそこは今のところはできないということですが、何か販売すれば売り上げになるだろう、その売り上げでまた町の収益がなって、住民の方の福祉に使えるお金がふえる、これが利益である、だからキャンプ場のそうしたお客さんに対して物を売っていくということを考えましようとか、例えばそういう形であればまだ見えやすいのではないかとというふうに思うんですね。例えばボルダリングの活用にしても、例えば用品を売り出したり貸し出したりすると、そのためにはショップの店員さんがいるということで1人か2人ということでも雇用になってくるんじゃないかと、売り上げはこれぐらい見込んで、利用はこれぐらい見込んでできるとか、そういうふうなことを考えているというふうに話していただければ、町ではそういうふうに考えていて、住民としてそれが利益なんだなというふうに見えやすいと思うんですね。もちろん全て話したことが予定どおりいくか計画どおりいくかというのは、いろんな条件から法的な条件、財政的な条件、さまざまな条件からできないことはもちろんあると思うんですね。だけど余りに抽象的な話が多くて、一体これは何のためなんだろうかという点が多過ぎるんじゃないかと、そこで住民の方に周知というのは全くしないわけではないと思っていますけれども、こういうふうになるんだというものもわかりやすく、住民の方にわかるようなものも作成していただいておりますというのも必要なんじゃないかなというふうに感じるんですね。やっぱり住民の方の理解とか協力を得て進める事業にするほうがいい事業になっていくと思うので、その点どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問にお答えします。

大局的なお話になりますが、事業ごとに広報できる場所はさせていただいているつもりでございます。ただ今議員言われましたように、事業は実施したけれども、これからの成果

が期待できる事業については広報できていない部分がございます。一度以前、住民にまだ周知というほうが不足しているよということで地方創生だよりというふうな形で御指摘いただいて発刊させていただいたところがございますが、そういう周知方法を再度利用させていただいて、できていないところはそういう形でこれからのビジョンも含めて、これはこういう目標にしているんやというふうなところもできるだけわかりやすくわかっていただけるような内容で、できれば定期的に周知させていただけるような方法について所管課のほうと協議させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどから何度も言っていますけれども、本当にこれが住民の利益だったというところをすっきりわかるように絵を描いていただくと、説明をしていただくというのが弱過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば計画というのをまず初年度やってきたと思うんです。三尺キュウリは結局だめになったりとか、できないということが判明したり、公民館再生は単純に失敗しましたけれども、炭酸泉についてもこれも無理だろうとか、町並み修景事業ということで町並みの屋根の高さ、軒の高さをそろえる等のあれもやられようとして、難しいということで断念したということもあるんですけれども、これも地方創生がこれだけ住民の利益になっていくんだというのがちゃんとあれば、あくまでこれはどれが実際できるかという計画段階だから、できなかったとしても意義があるというふうに言えると思うんですけれども、何の利益でやっているかわからなくて計画で何百万、何百万と使ってできないとなったら、それはやっぱり単純に無駄金じゃないかというふうに映ると思うんですよね。

だから、その点、個々の事業を町長から答弁いただきたいんですけれども、もっとわかりやすくビジョンとして浮かびやすい形で、もっと目に見える形でどうされようとしているのか、ぜひ整理して示していただくように求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

広報のあり方というのが一番課題であろうと思っておりますし、ただ創生事業自身が今まで実現、あるいは実施できなかった事業をここ数年でやっているということでございます。効果も創生事業計画上は3年、5年後の目標数値を置いておりますが、全国知事会でも発言されていますように息の長い、持続的な取り組みが必要やというふうな意見、視点もござい

ます。ですんで、笠置町で今取り組んでいる事業をそういう視点で住民にわかっていただくというような観点も必要かと考えております。御指摘のところについては、再度所管課と調整して周知に努めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

地方創生事業は国の示されるメニューということがあって、交付金申請ももちろんしなければいけないという中で縛られている面があるのではないかというふうには感じています。しかし、そういったものでも本当に住民の利益になるように利用できる場所は利用するという事も十分考えられると思いますので、ぜひそうした形でどこが本当に利益なのかということをお先ほどから何回も述べていますけれども、わかるようにしていただいて、そして実際事業が住民の利益になるようにそういう改善をしていただくことを求めて答弁を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

続いて、4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

2点のことについてお聞きします。

振興会館の2階男子トイレの水漏れの件と、東側の外階段の水漏れの件について。

振興会館の2階のトイレに関しては、昨年年度末12月に修理したという話は聞いていますが、まだ穴があいた状態ですんで、修理したというのはやっぱり穴まで塞いだ状態でやっと修理したといえると思うんです。

それと、12月議会で外階段の水漏れは聞いたんですけれども、そのとき業者のほうに確認したらかなり大がかりな足場を組んで見積もりをとらないといけないということで、今年度中にそこを考えていただきたいと思いますという答弁をいただきましたが、本年度中に直す予定はありますね。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

2階男子トイレの天井部分、穴があいているもとなっておりましては、ことしの3月に入ってからですが、屋根の修繕をしております。しておりますが、今御指摘いただきましたように天井部分がまだあいたままとなっておりますので、そこが早急にどのような方法ができるのか、丸ごと変えなきゃいけないのか、その穴のあいただけを塞げばい

いのか、そこは早急に対応させていただきます。

もう1点、外階段のところでございますが、そちらも経年劣化による雨どいの損傷、もしくは建物側溝といいますか水の排水の部分、そちらの亀裂か何が原因かわかりませんが、田中議員おっしゃるように雨が降ったときに2階から水が漏れてきているという状況がありますので、そちらのほうにつきましても早急に対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

振興会館は30年たった建物ですので点検はされると思うんですけども、点検される時、できたら雨降りの日も点検をやっていたきたいというのがあるんですよ。雨が降っていなかったら水漏れなんてわかる状態でもないですし、一応それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん晴れの日だけではわからない、雨の日だからこそわかる部分というのがございますので、そのあたり点検をする場合には十分注意して対応させていただきます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

雨漏りの件はお願いしておきまして、振興会館の喫茶の椅子、1人がけの椅子、何年前と言われたら覚えていないですけども、7脚あったと思うんですけども、現在5脚しかなくて、そのうち1つもうぐらぐらでお客さんが座ったら不愉快な思いをされると思うんですけども、椅子とかを直らへんかったら買うとかの予定はありますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

約30年ですか、たちまして、設備、施設ともやはり老朽化で傷んできております。田中議員おっしゃいましたように、ソファールにつきましては数年前、ソファールのカバーですか、張りかえを行いました。ただおっしゃるようにカウンターの椅子につきましては座面がぐらつく椅子が数脚ありますので、先日ボルトといいますか、ねじの部分締めさせていただきました。しかしながら、椅子以外にもやはり点検しなければいけないところがありますので、日々の点検、また数年に1回の建物の点検というものはきちんと対応させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

お願いしておきまして、次の質問をやらせてもらいます。

ワイナリーについて、町長は3月議会で同僚の議員の質問に対し、参入を予定されていた企業が、計画性や資金面において明確な提示をいただけない、そういうことが続いておりますので、町としてはこの企業にもう委ねることはできないので、いま一度リセットさせていただきたい、新しい発想をもって取り組んでいきたいと発言されておりますが、今参入したいという企業は見つかっていないと発言されておりますが、見つけるのはどういうぐあいに努力されておりますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、田中議員が言われたとおりの状況でございます。主たる企業も笠置から完全に撤退をされまして、ブドウ園の取り組みにつきましても、一度白紙に戻して新しく可能性を見出していきたい、そのような思いでございます。できましたら優秀な民間事業者によりまして取り組みを進めていきたい、このように思っておるわけでございますが、そういう面につきましても、JAさんの方とかそういうところに、そういうことに参入していただけたところはないのかと、そういうふうな相談は今差し上げている段階でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

この事業をもっと広い、いろいろなアイデア、発想を持って進めたいと発言されておりますが、アイデア、発想というのは、いろんな会議のところでされましたか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直申しまして、そういう会議とかにおきまして、いろんな可能性について議論をしたということは今の段階ではございませんが、またいろんな皆さんの意見を聞く、そういうことも大事だと思いますので、そういう機会におきましてはこういう問題を提起していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

担当する課もしっかり立ち上げてというのは、企画観光から商工観光に立ち上げて、あそこから話を進めたいと考えていると発言されておりますが、この3カ月で具体的に進んだことはありますか。

議長（杉岡義信君） 町長。町長、声が小さいんで。

町長（西村典夫君） わかりました。この事業につきましては、担当する課は縦断してやるべきだと考えております。総務財政課の中にも企画がございますし、また商工観光課も担う分野だと思いますし、またおのずと建設産業課にもそういう分野も発生してくるだろうと考えておりますので、課を縦断しての取り組みになる、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

荒廃農地活用のためワイナリーができたと思いますが、切山地区との話し合いは、最終いつされましたか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけございません。今いつやったかについて、ちょっと今すぐに返答できないというのが状況でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

これ、できた、ワイナリーが計画されたときには補助金等もあったと思いますが、現在も補助金等がありますか。これは多分商工観光課長のほうが詳しいと思うんですけども、できたときは補助金とかの対象ありましたね、このワイナリーに対する。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

補助金という面でお答えさせていただきます。1つ、圃場を整備する、また建物を整備する、それを動かしていく、それぞれの場面場面におきまして農林の補助金がありました。また総務省系の経済を循環させる、また雇用とかそれぞれの部門部門で補助金がありました。具体的な補助金名は今ちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんが、全ての事業、1つの事業に対しまして100%何か補助金があるかといったらそういうわけではないように記憶しております。以上で御説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

町長、この現状で町長はワイナリー問題を撤退されるのか継続されるのか、この質問をして終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきまして、荒廃農地対策というのはすごく重要なことだと考えております。今、田中議員が言われましたブドウ畑に限らずいろんな可能性、いろんなほかの品種も、そういうことも視野に入れて可能性を広げていきたい、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 私はワイナリーから継続するのか撤退するのか聞いているのに、荒廃農地を活用するというのは、ちょっと話が答えが返答がおかしいと思うんですけども、私もう最後でどっちにされるんですかと聞いたんですけども。

議長（杉岡義信君） 町長、今のあれ、存続するのকাশないのか。町長。

町長（西村典夫君） ワイナリーの事業につきましては、継続は今のところいたす気持ちはございません。

議長（杉岡義信君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

5時まで休憩します。

休 憩 午後4時58分

再 開 午後5時02分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、3点ほどありますけれども、順序を変えまして、2番、3番、1番といきます。

まず、最近の新聞報道から見る笠置町ということで、本当に笠置町がマイナスイメージの記事ばかりが載せられているわけですね。和東だったら星野リゾートがどうか、村は道の駅が50万人突破とか、そういう景気の話が笠置町には何にもないんですよ。これ、3月7日から記事を書いて載せていますけれども、本当にマイナスイメージのことばかりです。

そして、新聞報道に対して抗議ということで、読売新聞には何か知りませんが、3月19日付で抗議文を出されております。何かわかりませんが、やはりこういうマイナスイメージ、といいますのも先ほどからいろいろな方がおっしゃっているけれども、我々町民というよりも世間の人、笠置町だけ違うていろんなところの町内外の人が、笠置町というところは、ほんでどんどころやと、先ほどからまちおこしているいろいろやっているということを言っていますけれども、笠置町に移住しようかという人が本当に移住しなくなる場合も出てくると違いますが、こういうマイナスイメージばかりで。しかも人口もどんど

ん減ると、そういったほんまにマイナスイメージ、これはどういったところに町長、問題があると思いますか。こういうマイナスイメージの報道には、やっぱりやり方があるんですよ。私、後で言います。もし町長がおっしゃることがあればおっしゃってください。どこに問題点があるんですか、原因は。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この一連の新聞報道によります報道でございますけれども、いろいろな多岐にわたっております。これはみんな共通しての原因というのはなかなか難しいかなと私は思っております。この一連の報道につきましては、本当に私の不徳のいたすところでございまして、町民の皆さんに深くおわびをする次第でございます。

一方、こういう記事もあるわけでございますけれども、笠置を売り出していく記事も最近たくさんございました。例えばインバウンドに向けての音声ガイドアプリの立ち上げだとか、また巨石探訪ツアーですか、そんなんとか、ボルダリングの世界だとか笠置広場のオープンなど、これにまさるとも劣らないほどの笠置のいいところを取り上げていただいている記事もございました。また、最近キャンプ場に来ていただいているお客さんや、いこいの館に来ていただいているお客さんは確実にふえていると実感をしております。落ち込んでばかりでなくて、このような記事をばねにしてさらに頑張らなければならない、そのように受けとめております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、この原因で共通点はないとおっしゃったけれども、共通点があるんですよ、町長。これはタカ目、アリ目、要するに大きく物事を見てやる、その視点が欠けているわけです。例えば先ほどから出ているLEDの関係でも、さっき町長もおっしゃったけれども、あれですよ、これも議会に最初通しておけば何もどうということはないんですよ。新聞にこれなんか載ることないんですよ。それから、専決処分でこの前も反対になって、いつやったか、これに載っておるけれども、これだって特別委員会を何ぼもやっているのにそのときに専決してくださいと言えいいんですよ。そういう視点がいざとなつて、きょう、あしたになったらあかんとか、そんなことじゃないんですよ。

我々も仕事をやるときには、やっぱり先輩に大きな物の考えと、せえと、それをだんだん縮小せよと言われて、それもまた時間軸でまた大きい広げて、また広げるといふそういう仕事のやり方ですよ。それは仕事でも、それはサッカーでもきのう日本が勝ちましたね。あれでもそういうやっぱりタカ目というか、それと鳥目というか、そういう物の見方で。そ

れは何でもそうです。経済でも何でもそうですよ。物の見方というのは変わりません。それは共通点ですよ。だから、失敗するという、共通点、物の見方、考え方がだめだからそういうことなんです。

いこいの館の関係でも、先ほど朝から、この前から何回これ、特別委員会をやって、やっと条例が通りましたけれども、これも物の見方、考え方が全然だめなんです。そういうところに共通することで笠置町はだめなんです。ほんでこういうことを書かれるんです。そういうことをしっかりと肝に銘じて、だからこれしたら議会にはどうだ、これしたら町内の人にはどうだとか、いろんな物の考え方があると思うんです。それが共通事項ですよ。そういう物の考え方をしやな、我々も悪いけれども、今言ったようにそういう物の考え方を先輩に物すごうたたき込まれました。そうですよ、だから、そういうことを考えなければ物事も伸びませんし、また同じ失敗を繰り返します。だから、そういう視点で仕事をやってください。

そして、町長、3月8日の京都新聞、最後に300万円超の未払い金については議会と相談させていただきたい、これは確かに町長が6月12日、議会が終わって5時からどっか用事があるということやったけれども、6月12日に聞いてくださいということで12日にありました。それで、5時から用事があるというから、吟味するというで出られて、きのうの話ですよ。きのうの朝、町長どう言われましたか。私は、月給を下げる、あれは賛成しました。しましたけれども、本来もう一つのやつが、町長、抜けているんですよ。それはどうされるんですか。私から言うよりも町長みずからやっぱり言ってほしいんですけども、いかがですか。わかりますね。1カ月給与のカットと別であったでしょう。議会と相談しますというて三百何万云々、この話が議事録にも載っているんですよ。おっしゃったでしょう、これはうそですか。私は、これがあるから1カ月分のカットの分も賛成しましたんですよ。それでなかったらしませんよ。これはどうされるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いろんな方からの御指摘や心配もいただきまして、今はその残金につきましては補正をお願いをしていただきたいと、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、議員の方も来ておられて、補正でって、町長、きのうのきょうですよ。きのうの朝、議事録も残っているから、テープありますよ。私もメモしているから、言いましょうか。言

いますよ。残金、連帯保証人として出す。個人が支払いますと、私メモしていますよ。きのうのきょうですよ。12日にそういうことをおっしゃって、19日に返答するとおっしゃって、きのうの朝からですよ。それを今何と言われましたか。私、それやったら10%の削減、最初の人に12日のときには6カ月間10%カットと言わはったから、それやったら賛成しようかと思っただけですよ。10%だけで、これがあつたから私は賛成したんですよ。皆さんが今聞かれてどう思われるか、びっくりしますよ。きのうのきょうですよ。議事録も載っていますよ。びっくりしますよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

（「動議」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） はい。

1番（西岡良祐君） 一般質問であれやけれども、ちょっと今の町長の答弁やけれども、全然我々の理解と違うと思うんですけれども、全員協議会させてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 今の西岡さんの動議、賛成の方、手を挙げてください。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） そうしたら、全員協議会をさせていただきたいと思います。

休 憩 午後5時14分

再 開 午後6時19分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

今、大倉君の一般質問ではございますが、大倉君、きょうは、続きはまた次のときにやってもらいますので。

それで、皆さんにお諮りします。会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第1、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合によって、7月2日までの12日間延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7月2日までの12日間延長することに決定しました。

お諮りします。本日はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか、

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会にすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、3日目は7月2日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

延 会 午後6時22分